

地 震 編

第 1 章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第 4 章「東海地震に関する事前対策計画」をもってあて、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら 2 つの計画を兼ねる。

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関の役割

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(注) 指 定 行 政 機 関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指 定 公 共 機 関：N T T 東日本等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、

ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から体制を整備する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及及び教育
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定 の作成・研究
- キ 建築物等耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成指導
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ アからサまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 町の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請に関すること。
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - （ア） 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - （イ） 手形交換の特例措置
 - （ウ） 休日営業の特例措置
 - （エ） 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - （オ） 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - （カ） 保険料支払いの迅速化措置
- ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局（山梨県拠点）

- ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
- カ 主要食料等の在庫状況把握

(3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）

- ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

(5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- ア 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報
- イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- ウ 地震情報の発表と伝達
- エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(6) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（鯉沢労働基準監督署）

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- イ 事業場内労働者の二次災害の防止

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）、中部地方整備局（富士砂防事務所）

一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 通信施設等の整備
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
- エ 官庁施設の災害予防措置
- オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- カ 水防活動、土砂災害防止活動
- キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ク 災害時における復旧資材の確保
- ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - （ア） 地震防災応急対策に係る措置
 - （イ） 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - （ウ） 中央防災会議主事会議の申合せ
 - （エ） 大規模な地震に係る防災訓練
 - （オ） 地震防災上必要な教育及び広報
- シ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - （ア） 初動体制の立ち上げ
 - （イ） 避難支援（住民等の安全確保）
 - （ウ） 被災状況等の把握
 - （エ） 被災者の救命・救助
 - （オ） 被害の拡大防止・軽減
 - （カ） 被災した地方公共団体支援
 - （キ） 被災者・避難者の生活支援
 - （ク） 施設等の復旧、被災地域の復興
 - （ケ） 強い揺れへの備え
- ス 首都直下地震対策計画
 - （ア） 首都中枢機能の継続
 - （イ） 避難支援（住民等の安全確保）
 - （ウ） 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - （エ） 被災状況等の把握
 - （オ） 被災者の救命・救助
 - （カ） 被害の拡大防止・軽減
 - （キ） 被災した地方公共団体支援
 - （ク） 被災者・避難者の生活支援
 - （ケ） 施設等の復旧、首都圏の復興
 - （コ） 強い揺れへの備え

セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

ア 防災関係資料の整備

イ 関係機関との連絡・調整

ウ 災害派遣計画の作成

エ 防災に関する教育訓練

オ その他

（ア） 防災関係資機材の点検・整備

（イ） 隊員の非常参集体制の整備

(2) 災害派遣の準備

ア 地震災害警戒本部会議への参加

イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達

ウ 災害派遣初動の準備

エ 災害等情報の収集

オ 通信の確保

カ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社身延線（甲斐岩間駅、落居駅、鯉沢口駅、市川大門駅、市川本町駅、芦川駅、甲斐上野駅）

ア 東海地震予知情報（警戒宣言等）及び 南海トラフ地震に関する情報の伝達

イ 列車運転規制措置

ウ 旅客の避難、救護体制の確立

エ 列車の運行状況等の広報

オ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制

カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測

キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) NTT東日本（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

ア 主要通信の確保

イ 通信疎通状況等の広報

ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

エ 気象警報等の町長への伝達

(3) 日本郵便株式会社（市川大門郵便局、黒沢郵便局、峡南郵便局、上野郵便局、下九一色郵便局）

ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- オ 郵便局窓口業務の維持
- カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、遺体体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - 所轄する高速道路等について、次の事項を行う。
 - ア 東海地震等に関連する情報及び南海トラフ地震に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置電力供給施設の災害予防措置
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保

- イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
- ウ 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（一般社団法人山梨県L Pガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（西八代郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 町の区域を管轄する警察署
 - (1) 地震災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - (2) 地震災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - (3) 被災者の救出、救護
 - (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 峡南広域行政組合消防本部
 - (1) 地震災害の防ぎよ及び警戒に関すること。
 - (2) 消防自動車その他機械器具等の配備、運用に関すること。
 - (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導に関すること。
 - (4) 救助、救急措置に関すること。
 - (5) 火災警報及び気象情報に関すること。
 - (6) 地震予防査察に関すること。
 - (7) 防火対象物の立入検査及び指導に関すること。
 - (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること。
 - (9) 建築同意事務に関すること。
 - (10) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 山梨みらい農業協同組合、峡南森林組合等農林業関係団体
 - ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 商工会（市川三郷町商工会）
 - ア 町が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者等の避難体制の確立と来院者等への伝達

- (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ア 児童生徒等に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護受け入れの準備
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
- (5) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (6) 六郷土地改良区
 - ア 農業用水（池等）の施設の整備と管理
 - イ 自己の管理に係る農業施設の被害調査と災害復旧
 - ウ 湛水の防排除施設の整備と復旧
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- (8) （公財）山梨県下水道公社
 - ア 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定
 - イ 緊急対应用資機材の整備、配置計画
 - ウ 関係機関との連絡調整
- 10 その他の公共的団体
 - (1) 市川三郷町社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

資料編 ○防災関係機関一覧

第2節 市川三郷町の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「市川三郷町の概況」を準用する。

第3節 地震被害の想定

第1 調査の前提

1 目的

2000（平成12）年に中央防災会議（内閣府）から、東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由でこの東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（2005（平成17）年）」にまとめ、公表した。

- ・ 想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（1996（平成8）年）」と異なってくると考えられたこと。
- ・ 山梨県は県内のほぼ全域が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- ・ 100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- ・ 国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域を一つの被災地とみなし、広域的な防災体制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

これらの理由から、調査を実施し、その成果を各防災関係機関が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

なお、その後、2011（平成23）年3月11日に発生した東北太平洋沖地震を教訓に、国は南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定を進めている。2012（平成24）年8月29日に公表された報告では、本町の最大震度は震度6強とされており、これまで想定されてきた震度と同程度の揺れが想定される。

2 想定震度

被害想定的基础となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要であり、また甲府盆地は過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が地表の揺れに影響を与えることも考えられる。以上のことから峡南建設事務所等のボーリングデータ約1,000本を始め、文献等を検討するとともに、2001（平成13）年～2003（平成15）年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらをもとに、本町においては、甲府盆地に属する地域は250mメッシュ、その他の地域については500mメッシュ単位に地震動計算を行った。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 地震動・液状化

地震動については、町南部地域（六郷地区の城山付近）で震度6強のほか、町のほぼ全域で震度6弱又は震度5強となっている。また、液状化危険度については地震動で震度6強が想定されている地域で「危険度は極小」、その他の地域は「対象外」という想定結果になっている。

第3 斜面崩壊

1 斜面崩壊危険度

本町の急傾斜地崩壊危険箇所のうち84箇所が「危険性が高い」、40箇所が「危険性がある」と想定され、また、地すべり危険箇所は4箇所が「危険性が高い」、13箇所が「危険性がある」と想定されており、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所のほぼ大半で東海地震発生時の斜面崩壊の危険性が想定されている。

		ランク A (危険性が高い)	ランク B (危険性がある)	ランク C (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	三 珠 地 区	16	13	0	29
	市 川 大 門 地 区	37	15	1	53
	六 郷 地 区	31	12	4	47
	合 計	84	40	5	129
地すべり危険箇所	三 珠 地 区	0	1	0	1
	市 川 大 門 地 区	0	1	0	1
	六 郷 地 区	4	11	1	16
	合 計	4	13	1	18

2 斜面崩壊による人家被害

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊113棟、半壊270棟である。

	三珠地区	市川大門地区	六郷地区	合計
全壊棟数	1	12	100	113
半壊棟数	4	28	238	270

3 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

全壊、半壊ともに被害が約1～2割に減少するとされている。

	三珠地区	市川大門地区	六郷地区	合計
全壊棟数	0	0	20	20
半壊棟数	1	2	49	52

第4 建物被害

本町では、地震動が大きいため、多くの建物被害が発生するものと想定され、中でも木造建物の被害が大きく町内木造建物の約22%が全壊若しくは半壊等の被害を受けるものとされている。

なお、本町は液状化の危険性が極めて少ないと想定されているため、建物被害のほとんどは地震動そのものに伴うものである。

1 町の建物棟数

	棟 数 (棟)					
建物区分	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
三珠地区	1,206	8	29	60	9	1,312
市川大門地区	2,967	40	353	287	12	3,659
六郷地区	1,508	17	95	108	17	1,745
計	5,681	65	477	455	38	6,716

注：固定資産課税台帳より

2 揺れ・液状化による被害棟数

		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
建物区分		木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計	木造	R C 造	S 造	軽量 S 造	その他	合計
全壊	三 珠 地 区	21	0	0	1	0	22	1.7	0.0	0.0	1.7	0.0	1.7
	市川大門地区	62	0	7	7	0	76	2.1	0.0	2.0	2.4	0.0	2.1
	六 郷 地 区	149	0	3	4	2	158	9.9	0.0	3.2	3.7	11.8	9.1
	計	232	0	10	12	2	256	4.0	0.0	2.0	2.6	5.2	3.8
半壊	三 珠 地 区	198	0	1	2	1	202	16.4	0.0	3.4	3.3	11.1	15.4
	市川大門地区	449	1	25	11	2	488	15.1	2.5	7.1	3.8	16.7	13.3
	六 郷 地 区	395	1	14	8	6	424	26.2	5.9	14.7	7.4	35.3	24.3
	計	1,042	2	40	21	9	1,114	18.3	3.0	8.3	4.6	23.6	16.5
大破	三 珠 地 区	5	0	0	0	0	5	0.3	0.0	0.3	0.7	0.0	0.4
	市川大門地区	17	0	4	4	0	25	0.6	0.5	1.1	1.2	0.0	0.7
	六 郷 地 区	43	0	2	2	1	47	2.8	1.2	2.0	1.9	3.5	2.7
	計	65	0	6	6	1	77	1.1	0.0	1.2	1.3	2.6	1.1
中破	三 珠 地 区	15	0	0	1	0	17	1.3	1.2	1.4	1.5	1.1	1.3
	市川大門地区	48	1	8	7	0	64	1.6	1.5	2.3	2.5	0.8	1.7
	六 郷 地 区	66	0	3	4	1	74	4.4	2.4	3.5	3.2	5.9	4.3
	計	129	1	11	12	1	155	2.2	1.5	2.3	2.6	2.6	2.3

3 揺れによる被害棟数

		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
建物区分		木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計
全壊	三 珠 地 区	20	0	0	1	0	21	1.7	0.0	0.0	1.7	0.0	1.6
	市川大門地区	57	0	6	6	0	69	1.9	0.0	1.7	2.1	0.0	1.9
	六 郷 地 区	149	0	3	4	2	158	9.9	0.0	3.2	3.7	11.8	9.1
	計	226	0	9	11	2	248	3.9	0.0	1.8	2.4	5.2	3.6
半壊	三 珠 地 区	197	0	1	2	1	201	16.3	0.0	3.4	3.3	11.1	15.3
	市川大門地区	438	1	23	10	2	474	14.8	2.5	6.5	3.5	16.7	13.0
	六 郷 地 区	395	1	14	8	6	424	26.2	5.9	14.7	7.4	35.3	24.3
	計	1,030	2	38	20	9	1,099	18.1	3.0	7.9	4.3	23.6	16.3
大破	三 珠 地 区	4	0	0	0	0	4	0.3	0.0	0.3	0.7	0.0	0.3
	市川大門地区	12	0	3	3	0	18	0.4	0.2	0.8	1.0	0.0	0.5
	六 郷 地 区	43	0	2	2	1	47	2.8	1.2	2.0	1.9	3.5	2.7
	計	59	0	5	5	1	69	0.9	0.0	1.0	1.0	2.6	1.0
中破	三 珠 地 区	14	0	0	1	0	16	1.2	1.2	1.0	1.3	1.1	1.2
	市川大門地区	37	0	7	6	0	50	1.2	1.0	1.8	2.1	0.8	1.4
	六 郷 地 区	66	0	3	4	1	74	4.4	2.4	3.5	3.2	5.9	4.3
	計	117	0	10	11	1	140	2.0	0.0	2.0	2.4	2.6	2.0

4 液状化による被害棟数

		棟 数 (棟)						被 災 率 (%)					
建物区分		木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計
全壊 (Ⅱ大破)	三 珠 地 区	1	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	市川大門地区	5	0	1	1	0	7	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0	0.2
	六 郷 地 区	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	6	0	1	1	0	8	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1
半壊 (Ⅱ中破)	三 珠 地 区	1	0	0	0	0	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	市川大門地区	11	0	2	1	0	14	0.4	0.0	0.6	0.3	0.0	0.4
	六 郷 地 区	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	12	0	2	1	0	15	0.2	0.0	0.4	0.2	0.0	0.2

5 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

	対策時の全壊棟数（棟）						対策による全壊棟数の低減効果（％）					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
三 珠 地 区	2	0	0	1	0	3	10	0	0	100	0	14
市川大門地区	11	0	2	3	0	16	19	0	33	50	0	23
六 郷 地 区	33	0	2	3	0	38	22	0	67	75	0	24
計	46	0	4	7	0	57	20	0	40	50	0	22

このように全体としては、全壊棟数は対策前の約22％にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が対策前の約19％にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

第5 火災

冬5時に地震が発生した場合には、出火する可能性は極めて低いと想定されている。

春秋12時の地震が発生した場合には、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯であるため1件の出火が想定され、うち1件が炎上するが、これらは全て消火され、5棟が焼失する。

冬18時は暖房器具が利用される冬季で、かつ最も調理器具が利用される時間であるため出火件数は3件と多く、うち2件が炎上する。大規模な延焼火災は発生しないものの、10棟もの焼失被害が発生するものと想定されている。

予知ありの場合は、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性は極めて低いものと想定されている。

		全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
			木造	非木造		
冬5時	三 珠 地 区	0	0	0	0	0
	市川大門地区	0	0	0	0	0
	六 郷 地 区	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
春秋12時	三 珠 地 区	0	0	0	0	0
	市川大門地区	0	0	0	0	0
	六 郷 地 区	1	1	0	1	5
	計	1	1	0	1	5
冬18時	三 珠 地 区	0	0	0	0	0
	市川大門地区	1	1	0	1	5
	六 郷 地 区	2	1	0	1	5
	計	3	2	0	2	10
予知あり	三 珠 地 区	0	0	0	0	0
	市川大門地区	0	0	0	0	0
	六 郷 地 区	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

第6 ライフライン被害

1 上水道施設

(1) 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、105.6箇所（0.84箇所／km）で発生すると想定される。

	配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所／km)
三 珠 地 区	30.6	26.2	0.86
市川大門地区	66.0	46.4	0.70
六 郷 地 区	29.0	33.0	1.14
計	125.6	105.6	0.84

注：施設延長は、2002（平成14）年度水道統計調査より

(2) 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約5,733戸（約93.5%）とほぼ全戸で断水が想定され、発生1週間後でも約1,002戸（約16.3%）と高い断水率が想定されている。

	需要家数 (戸)	断水需要家数 (戸)				断水率 (%)			
		直後	1 日後	2 日後	1 週間後	直後	1 日後	2 日後	1 週間後
三 珠 地 区	1,256	1,184	918	908	308	94.3	73.1	72.3	24.5
市川大門地区	3,617	3,338	2,471	2,438	283	92.3	68.3	67.4	7.8
六 郷 地 区	1,258	1,211	995	987	411	96.3	79.1	78.5	32.7
計	6,131	5,733	4,384	4,333	1,002	93.5	71.5	70.6	16.3

注：需要家数（給水戸数）は、2004（平成16）年度末現在

(3) 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヶ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

2 L P ガス

(1) 機能支障

L P ガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約1,181戸（約19.5%）と想定される。L P ガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

	L P ガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	L P ガス機能支障率 (%)
三 珠 地 区	1,208	207	17.1
市川大門地区	3,535	545	15.4
六 郷 地 区	1,283	429	33.5
計	6,026	1,181	19.5

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをL P ガス需要家数とした。

(2) 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

3 電力施設

(1) 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約21.89m（約0.29%）、電柱約32基（約0.53%）、架空配電線約0.4km（0.21%）と想定される。

	地中配電線			電柱			架空配電線		
	地中配電線 線長 (km)	被害長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 線長 (km)	被害長 (km)	被害率 (%)
三 珠 地 区	1.5	0.0	0.27	1,200	6	0.49	37.5	0.1	0.22
市川大門地区	4.4	0.0	0.31	3,511	19	0.53	109.6	0.2	0.23
六 郷 地 区	1.6	0.0	0.28	1,274	7	0.52	39.8	0.1	0.22
計	7.5	0.0 (21.89m)	0.29	5,985	32	0.53	186.9	0.4	0.21

(2) 機能支障

電力施設における機能支障は4,730戸（約53.5%）で、町の半数に停電被害が発生するものと想定される。

	需要家契約口数 (口)	停電需要家契約口数 (口)	停電率 (%)
三 珠 地 区	1,770	918	51.9
市川大門地区	5,181	2,802	54.1
六 郷 地 区	1,880	1,010	53.7
計	8,831	4,730	53.5

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（2004（平成16）年2月末現在）をもとに、世帯数より市町村毎に配分した。

(3) 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

4 電話通信

(1) 一般電話

ア 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.1km（約0.24%）、電柱約42.4本（約0.51%）、架空ケーブル約0.4km（約0.22%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
三 珠 地 区	8.6	0.0 (23.2m)	0.27	1,636	8.1	0.49	35.2	0.1	0.23
市川大門地区	25.2	0.1 (78.2m)	0.31	4,786	25.2	0.53	103.1	0.2	0.22
六 郷 地 区	9.1	0.0 (2.5m)	0.28	1,737	9.1	0.52	37.4	0.1	0.22
計	42.9	0.1 (103.9m)	0.24	8,159	42.4	0.51	175.7	0.4	0.22

注1：電話通信設備量は、2003（平成15）年3月末現在

注2：電柱本数は、N T T交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

イ 機能支障

通話機能支障件数は、509件（約6.2%）と想定される。

	加入件数 (件)	通話機能支障件数 (件)	通話機能支障率 (%)
三 珠 地 区	1,632	97	5.9
市川大門地区	4,775	303	6.3
六 郷 地 区	1,733	109	6.3
計	8,140	509	6.2

注：加入件数は、全県における加入件数（2003（平成15）年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、NTT東日本による災害伝言ダイヤル(171)やNTTドコモ、auによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

5 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障の想定結果は次のとおりである。

液状化による管きょ被害により、土砂堆積が300m、排水困難となる下水道機能支障人口が約45人（約0.39%）と想定される。

(1) 物的被害・機能支障

下水道施設における物的被害・機能支障の想定結果は次のとおりである。

	下水道管きょ延長 (分流汚水・合流)	土砂堆積延長 (被害率)	下水道処理区域人口	下水道機能支障人口 (被害率)
三 珠 地 区	28.7km	0.1km (0.2%)	2,935人	6人 (0.2%)
市川大門地区	30.6km	0.2km (0.7%)	5,862人	39人 (0.7%)
六 郷 地 区	22.2km	0.0km (0.0%)	2,521人	0人 (0.0%)
計	81.5km	0.3km (0.3%)	11,318人	45人 (0.39%)

(2) 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヶ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

第7 交通施設等被害

1 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本町で第1次緊急輸送道路に指定されている国道140号、甲府市川三郷線、市川三郷鰍沢線では、ランクA及びランクBとなっている。

注：道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間あるいはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間あるいはまれに被害が発生する可能性ある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

2 鉄道施設

地震時における身延線の鉄道施設について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本町域では、ランクB、また一部区間でランクAとなるため、通行に支障がでるものと想定される。

3 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本町の釜無川及び富士川の市川大門地区付近の一部で液状化が指摘されており、また、富士川の六郷地区南部地域では斜面崩壊の影響が想定されており、これにより河川閉塞が発生するなどの可能性があり、満水時と重なった場合には土石流に発展する可能性もある。

なお、過去の地震においては、宝永地震や安政東海地震の際に白鳥山が崩壊し、富士川を堰き止め、決壊によって洪水が発生した事例がある。同様に大雨時に危険な土石流危険渓流の集水域に大規模崩壊危険性の高い箇所があった場合、地震時土石流の危険性が高く、それらが川を堰き止めた場合に被害が発生する可能性が高い。また、過去に何度も発生した箇所も今後も危険性が高いため、早急な対策が必要である。

第8 人的被害

1 死傷者

最大ケース（朝5時、予知なしの場合）の建物被害による死傷では、死者約12人、重傷者約25人、軽傷者約230人と想定される。建物被害に起因する死傷が要因としては最も割合が高く、次いで斜面崩壊、火災の順となっている。

(1) 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

			5時			12時			18時		
			死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
建物被害	東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	1	4	40	1	3	24	1	3	23
		市川大門地区	3	11	97	2	8	70	2	7	67
		六 郷 地 区	8	10	93	3	7	59	3	6	56
		計	12	25	230	6	18	153	6	16	146
	東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	1	2	15	1	1	9	1	1	9
		市川大門地区	1	4	37	1	3	27	1	3	26
		六 郷 地 区	3	4	36	1	3	23	1	2	22
		計	5	10	88	3	7	59	3	6	57
火災	東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市川大門地区	0	0	0	0	0	0	1	1	1
		六 郷 地 区	0	0	0	1	1	1	1	1	1
		計	0	0	0	1	1	1	2	2	2
	東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		市川大門地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		六 郷 地 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		市川大門地区	1	2	4	1	1	3	1	1	3
		六 郷 地 区	8	14	33	6	10	23	5	9	22
		計	10	17	38	8	12	27	7	11	26
	東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	0	0	1	0	0	1	0	0	1
		市川大門地区	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		六 郷 地 区	3	5	11	2	3	8	2	3	8
		計	4	6	13	3	4	10	3	4	10
合計	東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	2	5	41	2	4	25	2	4	24
		市川大門地区	4	13	101	3	9	73	4	9	71
		六 郷 地 区	16	24	126	10	18	83	9	16	79
		計	22	42	268	15	31	181	15	29	174
	東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	1	2	16	1	1	10	1	1	10
		市川大門地区	2	5	38	2	4	28	2	4	27
		六 郷 地 区	6	9	47	3	6	31	3	5	30
		計	9	16	101	6	11	69	6	10	67

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施
- ・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前の半数以下に被害を低減することができるものと考えられる。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	1	1	3	0	1	2	0	1	2
	市川大門地区	1	2	16	1	1	12	2	2	12
	六 郷 地 区	3	5	29	3	5	20	3	5	19
	計	5	8	48	4	7	34	5	8	33
東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	市川大門地区	1	1	6	1	1	4	1	1	4
	六 郷 地 区	2	2	11	2	2	8	2	2	7
	計	3	4	18	3	4	13	3	4	12

2 要救助者

死傷者とほぼ同様の傾向にあり、最大ケース（朝5時、予知なしの場合）の要救助者数は約120人と想定される。

朝5時において要救助者が最も高く、木造建物における需要が高い。昼間の時間帯は非木造建物での要救需要も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(1) 要救助者数

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	8	1	9	2	3	5	2	3	5
	市川大門地区	25	4	29	10	11	21	9	11	20
	六 郷 地 区	79	3	82	27	9	36	25	9	34
	計	112	8	120	39	23	62	36	23	59
東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	3	1	4	1	1	2	1	1	2
	市川大門地区	9	2	11	4	4	8	4	4	8
	六 郷 地 区	29	1	30	10	4	14	9	3	12
	計	41	4	45	15	9	24	14	8	22

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約3分の1にまで要救助者数を低減することが可能である。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震 予知なし ケース	三 珠 地 区	1	1	2	1	2	3	1	2	3
	市川大門地区	4	1	5	2	4	6	1	4	5
	六 郷 地 区	16	2	18	5	5	10	5	5	10
	計	21	4	25	8	11	19	7	11	18
東海地震 予知あり ケース	三 珠 地 区	1	1	2	0	1	1	0	1	1
	市川大門地区	1	1	2	1	1	2	1	1	2
	六 郷 地 区	6	1	7	2	2	4	2	2	4
	計	8	3	11	3	4	7	3	4	7

第9 生活支障

1 滞留旅客、帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本町では県の想定する「峡南圏域」内の5箇所の観光地区分から「峡南北部」を対象に検討するものとする。

8月は一年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も非常に多く発生するものと考えられ、昼間発災の場合、約3,064人、夜間の場合でも約335人が滞留すると想定される。

峡南圏域（峡南北部）における滞留旅客・帰宅困難者数

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	316	469	337	1,513	676	394	586	3,064	440	396	842	349
夜間（18時～翌10時）	79	90	122	137	164	134	174	335	153	133	144	106

2 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近い場合、本町の属する峡南医療圏では多くの死者・重傷者が発生し、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重傷患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要性が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

(単位：人)

	対応可能 入院重傷 患者数	要転院 患者数	重傷者数＋ 病院死者数 (5時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5時)	医 療 需 給 過 不 足 数		患者受入倍率	
						入院患 者対応	外 来 対 応	入院患 者対応	外 来 対 応
三 珠 地 区	0	0	7	0	41	－7	－41	—	—
市川大門地区	20	12	17	235	101	－9	－134	1.45	0.43
六 郷 地 区	0	0	40	0	126	－40	－126	—	—
計	20	12	64	235	268	－56	－301	1.45	0.43

注1：要転院患者数の想定的前提

- 被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- 医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- 当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- 発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- 要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- 医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- 重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数＋医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- 震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- 死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものをを用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

3 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災１日後で約5,473人（約1,747世帯）、１週間後で約3,705人（約1,169世帯）、１ヶ月後で約997人（約317世帯）と想定される。これらの住居制約者全員が避難所に避難することを考えた場合、もし避難所がすべて被害なく使えると仮定すると、発災１日後で約612人が収容困難になると想定される。

また、発災１ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約296戸と想定される。

(1) 短期的住機能支障

ア 短期的住機能支障想定結果

(単位：人（世帯）)

		避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
		大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
発災１日後	三珠地区	12 (3)	21 (6)	673 (204)	706 (213)	6 (2)	11 (3)	362 (110)	379 (115)	18 (5)	32 (9)	1,035 (314)	1,085 (328)
	市川大門地区	81 (27)	89 (29)	1,674 (547)	1,844 (603)	44 (14)	48 (16)	901 (295)	993 (325)	125 (41)	137 (45)	2,575 (842)	2,837 (928)
	六郷地区	219 (69)	226 (72)	563 (178)	1,008 (319)	118 (37)	122 (39)	303 (96)	543 (172)	337 (106)	348 (111)	866 (274)	1,551 (491)
	計	312 (99)	336 (107)	2,910 (929)	3,558 (1,135)	168 (53)	181 (58)	1,566 (501)	1,915 (612)	480 (152)	517 (165)	4,776 (1,430)	5,473 (1,747)
発災１週間後	三珠地区	12 (3)	21 (6)	612 (185)	645 (194)	6 (2)	11 (3)	329 (100)	346 (105)	18 (5)	32 (9)	941 (285)	991 (299)
	市川大門地区	81 (27)	89 (29)	519 (170)	689 (226)	44 (14)	48 (16)	279 (91)	371 (121)	125 (41)	137 (45)	798 (261)	1,060 (347)
	六郷地区	219 (69)	226 (72)	630 (199)	1,075 (340)	118 (37)	122 (39)	339 (107)	579 (183)	337 (106)	348 (111)	969 (306)	1,654 (523)
	計	312 (99)	336 (107)	1,761 (554)	2,409 (760)	168 (53)	181 (58)	947 (298)	1,296 (409)	480 (152)	517 (165)	2,708 (852)	3,705 (1,169)
発災１ヶ月後	三珠地区	12 (3)	21 (6)	0 (0)	33 (9)	6 (2)	11 (3)	0 (0)	17 (5)	18 (5)	32 (9)	0 (0)	50 (14)
	市川大門地区	81 (27)	89 (29)	0 (0)	170 (56)	44 (14)	48 (16)	0 (0)	92 (30)	125 (41)	137 (45)	0 (0)	262 (86)
	六郷地区	219 (69)	226 (72)	0 (0)	445 (141)	118 (37)	122 (39)	0 (0)	240 (76)	337 (106)	348 (111)	0 (0)	685 (217)
	計	312 (99)	336 (107)	0 (0)	648 (206)	168 (53)	181 (58)	0 (0)	349 (111)	480 (152)	517 (165)	0 (0)	997 (317)

イ 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

	避難所 収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1ヶ月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
三珠地区	2,072	706	645	33	1,366	1,427	2,039	0.34	0.31	0.02
市川大門地区	180	1,844	689	170	－1,664	－509	10	10.24	3.83	0.94
六郷地区	694	1,008	1,075	445	－314	－381	249	1.45	1.55	0.64
計	2,946	3,558	2,409	648	－612	537	2,298	12.03	5.69	1.6

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

ウ 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

	避難所 収容人数	住居制約 者数(1日目)	住居制約 者数(1週間後)	住居制約 者数(1ヶ月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
三珠地区	2,072	1,085	991	50	987	1,081	2,022	0.52	0.48	0.02
市川大門地区	180	2,837	1,060	262	－2,657	－880	－82	15.76	5.89	1.46
六郷地区	694	1,551	1,654	685	－857	－960	9	2.23	2.38	0.99
計	2,946	5,473	3,705	997	－2,527	－759	1949	18.51	8.75	2.47

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(2) 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

	中期的住機能支障	長期的住機能支障			
	応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替え	自宅改修・修理
三珠地区	20	13	2	3	0
市川大門地区	90	58	9	14	2
六郷地区	186	119	18	29	4
計	296	190	29	46	6

(3) 食料・飲料水需要量

食料需要量については、(1)のウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本町では発災後1日分の食料として、16,419食が必要となる。

飲料水については、本町では発災当日に53トン、2日目及び3日目に41トンの不足が生じるものと想定されている。

	食料需要量	飲料水過不足量		
	[直後数日] (一日当たり食分)	当日	2日目	3日目
三 珠 地 区	3,255	－11トン	－9トン	－9トン
市川大門地区	8,511	－30トン	－22トン	－22トン
六 郷 地 区	4,653	－12トン	－10トン	－10トン
計	16,419	－53トン	－41トン	－41トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

4 清掃・衛生支障

(1) 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本町では発災1日後に39基、1週間後には28基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレやレンタルトイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

	仮設トイレ需要量(基)	
	1日後	1週間後
三 珠 地 区	9基	8基
市川大門地区	17基	7基
六 郷 地 区	13基	13基
計	39基	28基

(2) 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。

住宅・建築物系の瓦礫量は約48,700トン（74,800m³）と想定される。

	合計			
		木造被害による	非木造被害による	焼失による
三 珠 地 区	2,100トン (3,100m ³)	1,400トン (2,700m ³)	700トン (400m ³)	0.0トン (0.0m ³)
市川大門地区	15,500トン (18,000m ³)	6,300トン (12,000m ³)	9,100トン (5,800m ³)	100トン (200m ³)
六 郷 地 区	31,100トン (53,700m ³)	26,700トン (50,700m ³)	4,300トン (2,800m ³)	100トン (200m ³)
計	48,700トン (74,800m ³)	34,400トン (65,400m ³)	14,100トン (9,000m ³)	200トン (400m ³)

第4節 南海トラフ地震対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、本町が地震の対策地域に指定された。

町ではこれまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進める。

・南海トラフ地震防災対策推進地域

小菅村、丹波山村を除く25市町村

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

町は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 事業計画

町は、地域の特性に考慮し、地震に強いまちづくりに努める。

地震に強いまちづくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、1995（平成7）年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

1 地震対策緊急整備事業

大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地震財持法」という。）は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。

地震財持法は、1980（昭和55）年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰り返し、2015（平成27）年度から更に5箇年、2019（平成31）年度まで延長された。

山梨県では、地震に強い県土づくりのため、1980（昭和55）年度から30箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財持法の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	30箇年（S55～H21） 整備計画	35箇年（S55～H26） 整備計画	40箇年（S55～H31） 整備計画
避難地		県	1 箇所 35.2ha	7 箇所 280.8ha	7 箇所 280.8ha
避難路	街路	県・市	9 箇所 4.0km	13箇所 5.5km	13箇所 5.5km
消防用施設		市町村	5,381施設	5,139施設	5,212施設
送 緊 道 急 路 輸	改築	県・市町村	19路線 51箇所	20路線 58箇所	20路線 58箇所
	橋梁	県	18路線 35箇所	19路線 88箇所	39路線 195箇所
	災害防除	県	11路線 189箇所	14路線 213箇所	15路線 243箇所
社会福祉施設	木造改築	県・市町村・法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2 箇所 定員220人	2 箇所 定員220人	2 箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人

中学校 公立小・	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	52校	54校	58校
	非木造補強	市町村	107校	101校	100校
砂防設備		県	108箇所	154箇所	185箇所
施設保安	予防治山	県	260箇所	340箇所	380箇所
	復旧治山	県	530箇所	658箇所	843箇所
防止施設 地すべり	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	41箇所	45箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	25箇所	27箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	176箇所	184箇所
ため池		県・市町村	35箇所	42箇所	42箇所

2 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、山梨県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名		実施主体	5箇年（H28-32）整備計画
避難路	農道整備	山梨県	3.8km
消防用施設		市町村・組合	116箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設		市町村・法人	2施設
医療機関		市町村・組合	1施設
公的建築物		山梨県	5箇所
保安施設		市町村	2箇所
水・自家発電設備等		市町村	2箇所
備蓄倉庫		市町村	4箇所

3 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備を進める。

第2 道路施設等の対策

県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」によると、本町においては地震による急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

町長は、地震発生時における道路機能を確保するため、町道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋りょうの整備

町長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない

15m以上の橋りょう等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋りょうについては、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第3 河川等の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。

1 河川

町は、地震発生後、国土交通省及び県が管理する河川施設に異常を発見したときは、速やかに補強等の工事の実施を要請する。

2 ため池

ため池は、災害の際に決壊流失すると家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もあるため、管理団体と協議し亀裂又は漏水について常に点検を行い、適切な維持管理で予防に万全を期す。

第4 土砂災害警戒区域対策

土砂災害警戒区域の予防対策については、一般災害編第2章第5節「風水害等災害予防対策」の定めるところによるものとするが、町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言時又は地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第5 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、町をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行うこととしており、町はこれらの情報を基に、広報紙、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、液状化対策の普及、啓発に努める。

第6 住宅地対策

1 住宅地の整備

狹隘で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難や救助活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことから、今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第7 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。
- (2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。
- (5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 地震災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、地震災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、峡南広域行政組合消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

町は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確

立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、バール、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備を進める。
- (2) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。
- (3) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には町有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 峡南広域行政組合消防本部北部消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速な参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋りょう、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即した効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 初期消火体制の確立

大地震直後の道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

2 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプを各地域に配置し、有効活用を図る。

3 消防水利の強化

危険地域を中心に消火栓、耐震性貯水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進するとともに、河川、堀、池等の自然水利は勿論のこと、井戸、工業用水等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてるものとする。

また、耐震性貯水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し水利の確保を図るものとする。

4 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

5 避難場所の設定、適正な避難指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者

への避難指示及び誘導についてその時期、方法、範囲等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、町職員、警察、峡南広域行政組合消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

6 応援協力体制の整備

本町は、近隣市町村と「峡南広域消防相互応援協定書」を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

7 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地の確保、照明機材の整備を図る。

また、町内のアマチュア無線愛好者との協力体制を整え、より一層の強化を図る。

8 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

資料編	○消防力の現況 ○峡南広域消防相互応援協定書
-----	---------------------------

第5 家庭に対する指導

町は、自主防災会等を通して、また北部消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者（町（生活環境課））は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- 1 水道水の確保
 - (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
 - (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。
- 2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法

を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあっては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

町は、応急給水活動を速やかに実施するため、応急給水用機材の整備に努めるものとする。

資 料 編 ○ 応急給水用施設・資機材等保有状況

第2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者（町（生活環境課））は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

- 1 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- 2 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹の施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- 3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

- 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

- 6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。

- 7 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

- 1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

- 2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の

整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急用の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

N T T東日本山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

J R 東海(株)身延線町内各駅は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

- ア 橋りょうの維持、補修
- イ 法面、土留の維持及び改良強化
- ウ トンネルの維持、補修及び改良強化
- エ 建設設備の維持、補修
- オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防対策

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 建築物の耐震対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本町の死傷原因は、建物の倒壊によるものが最も多いと想定されている。

このため、町は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

町では、「市川三郷町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱」（平成17年10月1日告示第50号）に基づき、1981（昭和56）年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施している。耐震診断の結果、住宅に危険性が認められた場合は、耐震改修・建て替え工事の実施を勧め、地震時における木造住宅の倒壊による被害の抑制に努めるものとする。

なお、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

2 公共建築物の耐震性の向上

(1) 町有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。

(2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、公的医療機関、社会福祉施設等防災上重要な建築物の計画的な耐震診断を実施する。

3 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

第2 公共施設地震災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、町の整備計画にあわせて改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 町有施設の耐震診断

建築基準法の耐震基準が改正された1981（昭和56）年6月以前に建築された町有建物のうち、災害応急活動の拠点となる各分庁舎、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、町立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

震災後の医療活動の拠点となる、町内の医療施設の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第3 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、町は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
街 路 樹 等		倒木のおそれのある樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第4 既存建築物防災対策

- 1 「既存建築物総合防災対策推進計画」を作成し、その推進を図る。
- 2 計画の対象建築物は、主として建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。
- 3 計画の内容は、次の事項とする。

- (1) 既存建築物の耐震化の促進
- (2) 既存建築物の防火・避難対策の推進
- (3) 維持保全計画の推進
- (4) 建築物の外壁、コンクリートブロック塀、アーケードなどの防災対策
- (5) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

4 計画の推進を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図る。

第5 租税特別措置に基づく特別償却制度の活用

1 地震防災対策用資産に係る特別措置

(1) 地震防災対策用資産に係る特別償却

対 象 地 域	大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域
対 象 者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
特例の対象になる資産	(平成21年3月31日以前の取得) 動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸
	(平成21年4月1日から令和2年3月31日までに取得) ①緊急地震速報装置（専用の報知装置を含む。）、②緊急遮断装置（①と同時に設置される場合）、③感震装置（①②と同時に設置される場合）

(2) 特例の内容

	所得税・法人税 (特別償却率（初年度）)	固定資産税 (課税標準の特例)
対象地域	大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域（平成21年3月31日以前に取得した資産については一部が適用除外）	
対象資産	平成21年3月31日以前の取得の対象資産：8% 平成21年4月1日から23年6月30日までに取得した資産：20%	平成21年4月1日から令和5年3月31日までに取得した設備
課税標準の特例	平成21年3月31日以前の取得の対象資産：最初の5年度分の課税標準を3/4に軽減 平成21年4月1日から23年6月30日までに取得した資産：最初の3年度分の課税標準を2/3に軽減	課税されることとなった年度から3年度分について、課税標準を2/3に軽減

第6 がけ地近接危険住宅移転

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、がけ地近接危険住宅移転事業を促進する。

第7 危険物施設等地震災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 町の措置

町は峡南広域行政組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を推進する。

(1) 施設の耐震化の促進

- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

資料編 ○危険物施設の現状

第6節 防災施設及び資機材の整備、拡充

一般災害編第2章第3節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」を準用する。

第7節 広域応援体制の確立

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

一般災害編第3章第4節第3「応援協定等に基づく要請」に添付の別表を準用する。

第2 協定の充実等

町は、近隣市町村等との相互応援協定の締結促進を図るとともに、平常時から連携強化に努めるものとする。

なお、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の充実、具体化にも努めるものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結先への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

2 受け入れ体制の整備

協定締結先等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受け入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第4節「広域応援体制」の定めるところによる。

なお、災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧は、一般災害編第3章第4節第9 5（2）別表「災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧」と同一とする。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に町職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町や県は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

第1 町職員に対する町の役割

町は、職員が地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期することができるよう、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしており、町は県への協力を要請する。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 東海地震と地震予知、警戒宣言、南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 町が実施している地震対策と課題
- 4 地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 その他

※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する町の役割

町は、防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、町をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、町は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資器材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、災害時に速やかな応急対策の実施が図れるよう指導する。

1 住民に対する防災知識の普及・教育

町は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの命は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施

する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙の活用、ハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- イ 町ホームページ等の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- エ 講演会、防災出前講座等の開催、自主防災会に対する指導
- オ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震、南海トラフ地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 過去の災害にかかる教訓

2 児童・生徒等に対する教育

町は、児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

N T T東日本、中日本高速道路(株)、東京電力(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

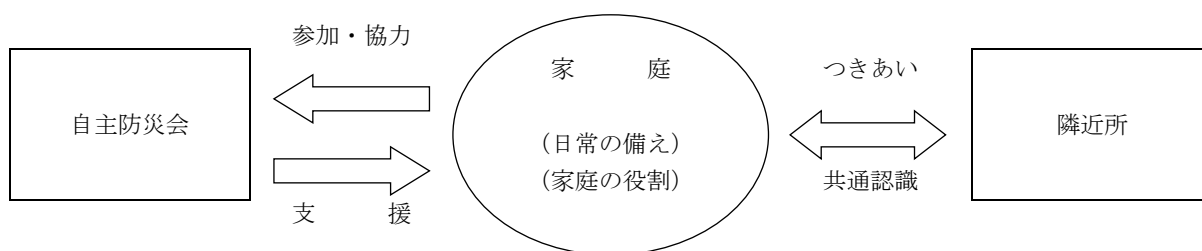
4 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

町は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの命は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 町等防災関係機関が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このため、町及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 町の指導等

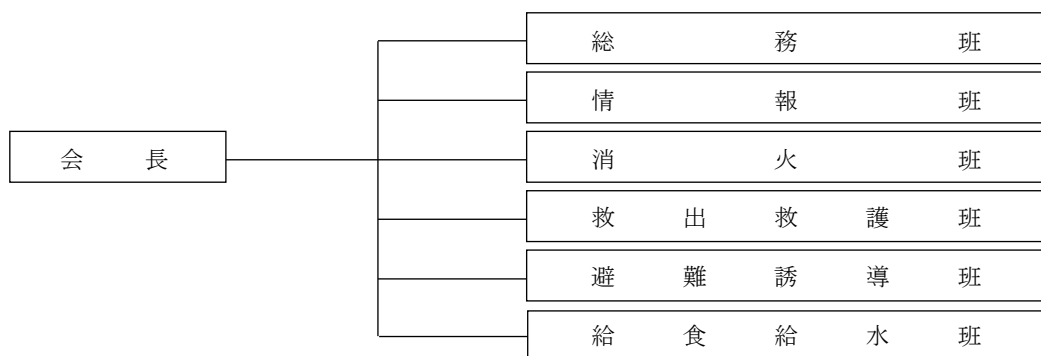
- (1) 町は県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織の連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な整備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 町は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

2 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用手法や応急手当の習得に努めるとともに、町等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。

(1) 自主防災会の編成



(2) 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整 2 他機関との連絡調整	総 務 班 〃
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救 出 救 護 班 〃 〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	情 報 班 〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避 難 誘 導 班 〃 〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給 食 給 水 班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班 〃

(3) 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整 2 他機関との連絡調整 3 被害・避難状況の全体把握	総 務 班 〃 〃
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者などへの応援要請	救 出 救 護 班 〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救 出 救 護 班 〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接自主防災会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者のニーズの把握	各 世 帯 情 報 班 〃 〃 〃 〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	避 難 誘 導 班 〃 〃
給 食 給 水 対 策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給 食 給 水 班 〃 〃

3 自主防災会の備蓄

(1) 初期消火用資器材の備蓄

自主防災会は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資器材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

(2) 救出用資器材の備蓄

自主防災会は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資器材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確保を推進する。

4 自主防災会住民名簿の整備

(1) 地震や台風など災害時に自主防災会（地区）が安否確認等に使用するため、平時から各自主防災会（地区）において自主防災会住民名簿を整備する。

(2) 整備した住民名簿は、自主防災会において保管及び更新を行うものとする。

5 自主防災会規約及び防災会防災計画の作成

各自主防災会（地区）毎に自主防災会規約及び防災会防災計画を作成しておくものとする。

第5 施設の自主防災組織の設置

1 設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

(1) 旅館、学校など多数の者が利用する施設

(2) 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所

(3) 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、法令により防火管理者等を置き、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

2 防災担当者の設置

設置する自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とすることができるものとする。

第6 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 町の指導・助言

町は、上記事業所の計画作成又は活動に当たっての指導・助言を行う。

第7 相談窓口の設置

町は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口（担当：防災課）を設置する。

第9節 災害ボランティアの育成強化

災害ボランティアは、自主防災会など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 災害ボランティアの育成及び登録

町は、平常時より防災啓蒙活動を主に活動しているボランティアグループや福祉支援活動を行っているボランティア、過去山梨県で開催した災害ボランティアコーディネーター養成講座を受講した者を中心に、ボランティアの登録を行う。

特に、災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合に備え、町本部の情報連絡体制を補完するため、町内のアマチュア無線局との協力体制をボランティアの登録制度を活用し確立する。

また、新規ボランティアの開拓として、教育委員会で行う語学講座の履修者や社会福祉協議会で行う手話教室等の履修者にボランティアとしての登録を呼びかけ幅広い分野におけるボランティアの育成に広げる。

第2 災害ボランティアの種類と対応

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	・町赤十字奉仕団 ・たかた防災ボランティア ・アマチュア無線局ボランティア ・日常福祉分野で活動するボランティア ・県災害ボランティアコーディネーター参加者など、ボランティア活動に関心のある者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できるよう登録制度及び活動マニュアルの調整整備を行う。 →
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木・建築技術者等） (2) 応急危険度判定士 (3) 教育委員会・社会福祉協議会で開催する各種講座の履修者	国・県などの動向を踏まえながら建設協会などと呼びかけ、ボランティアの登録制度及び活動マニュアルの調整整備を行う。 → 震災時には、判定士の派遣を県に要請する。 → 各講座の最終回にボランティアへの登録を促す。
3	町内外から発災後駆けつけるボランティア希望者	(1) 町社会福祉協議会は、福祉支援班と協力のうえ、町災害ボランティアセンターを開設し、受付窓口を設ける。 (2) 町社会福祉協議会は、福祉支援班と協力のうえ、各ボランティア団体や災害運営協力員から長期活動可能なリーダーからを選び、町災害ボランティアセンターを運営する。 (3) 町においては福祉支援班と町社会福祉協議会とが、協力しボランティアニーズの把握を行い、宿舎・食事・活動拠点・事務用品を用意する。 →

第3 ボランティア活動の環境整備

- 1 平常時は、町社会福祉協議会内のボランティアセンターを拠点とする。
- 2 災害救援ボランティアの活動拠点は、町と町社会福祉協議会が協議して定める。
- 3 町は、ボランティアコーディネーターと協同し、各々のボランティアの活動を支援する。

第4 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

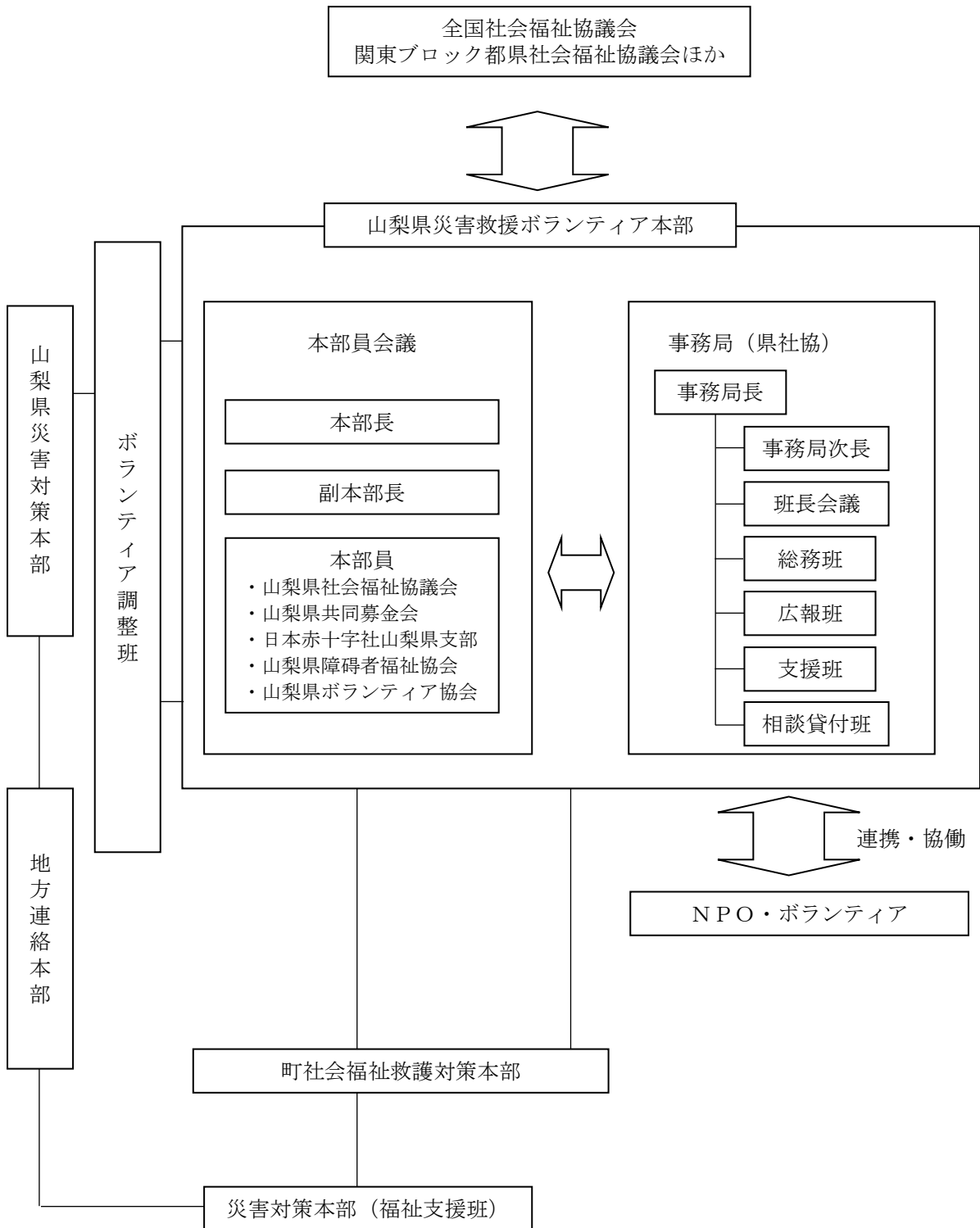
- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第5 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われている。また、県においては、平常時にはボランティア登録及び研修、災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

町においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努めるものとする。

山梨県災害救援ボランティア本部



第10節 防災訓練の実施

町は、県、学校、自主防災組織及びその他防災関係機関等と連携して、次の訓練を実施し、東海地震を含む南海トラフ地震のほか、突発的に発生する地震に対して万全を期す。

また、町は、中央防災会議及び山梨県の防災訓練大綱、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて本計画その他行動計画、マニュアルなどの改善を行う。

第1 総合防災訓練（東海地震）の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言発令及び地震発生を想定した迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、町、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

1 実施日

9月1日を中心とする「防災週間」中、等

2 訓練項目

東海地震に関連する調査情報（臨時）から警戒宣言の発令に至る予知段階での各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策を実施する。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報などの町各課、防災関係機関、住民等への伝達訓練
- (2) 地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- (3) 町各課、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- (4) 近隣市町村との広域応援訓練

第2 個別防災訓練

町は、防災関係機関、自主防災会等と連携し、重点的に実施する必要がある項目について個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

- (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、あらかじめ指定されている配備該当職員による非常参集、情報の収集伝達、本部体制の確立訓練
- (2) 勤務時間外に東海地震に関する情報が発令されたことを想定し、あらかじめ指定されている配備該当職員による非常参集、防災関係機関等への情報伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

- (1) 町防災行政無線、県防災行政無線を活用した様々な伝達ルートによる関係機関への情報収集伝達訓練
- (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 峡南地域県民センターと連携した地震防災応急訓練

峡南地域県民センターと連携し、町と峡南地域県民センター間の情報の収集伝達、避難指示の実施等の訓練

4 応援協定締結市町村等との訓練

町が現在相互応援協定を締結している他市町村等との応援協定に基づく応援の実施訓練

第3 非常通信訓練

町は、他市町村及び山梨県非常通信協議会等と協議し、有線途絶時の事態に備えて非常通信訓練を実施する。

また、町と消防団の間でも定期的に非常通信訓練を実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 社会福祉施設対策の推進

町は、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、北部消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

1 防災施設等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする設備（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

町と連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、地震災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力が得られるよう、自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、町は「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
- (2) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (3) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

- (1) 自治会組織や関係委員、団体等を通じた避難行動要支援者を把握するものとする。
- (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
- (4) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」発表時や、町長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、避難行動要支援者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 避難行動要支援者名簿

福祉支援課は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難所確保を図るために特に支援を要するものを特定するため、町保有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

この避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10に規定するものである。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 65歳以上で一人暮らしの虚弱高齢者
- イ 介護保険法による要介護度3以上の者
- ウ 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている者
- エ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている者
- カ その他援護を必要とする人

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

福祉支援課は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたって、要配慮者に該当するものを把握するために、町保有情報（住民基本台帳、世帯ファイル、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳）を集約する。

また、(1)オに該当する者については、本人又は家族からの申請に基づき情報を把握する。

(3) 避難行動要支援者名簿記載事項

- ①氏名
- ②生年月日

- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

福祉支援課は、避難行動要支援者名簿を毎年度期間を設けて、原則年1回以上更新する。

(5) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事項

避難行動要支援者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。

4 同意者名簿

福祉支援課は、避難行動要支援者名簿に記載されたもののうち、要配慮者支援組織への情報提供に同意したものを把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。

(1) 同意者名簿の提供

福祉支援課は、支援組織が所在する地域内に居住する避難行動要支援者名簿に記載されたものに対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意したものを記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。

災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要がある時は、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

①町関係部局

②消防署

③駐在所

④自治防災会

⑤自治会

⑥消防団

⑦社会福祉協議会

⑧民生委員・児童委員

(2) 同意者名簿の更新に関する事項

福祉支援課は、同意者名簿を毎年度期間を設けて原則年1回以上更新する。

(3) 情報漏えいを防止するための措置

福祉支援課は、支援組織において、避難行動要支援者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために次の措置を講ずることとする。

① 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

② 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。

③ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限

り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

5 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。
- (3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
- (4) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平常時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 地域のニーズに応じた必要数の充足に努めるものとする。

6 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

町は、虚弱なひとり暮らし高齢者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

7 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 在宅高齢者、障害者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、要援護者支援マニュアル等を作成・活用し、地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 町は、訓練等を通じて地域の自主防災会等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

8 避難所における対応

町は、要配慮者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難場所において、静かさやケアのしやすさ、階段・段差を使用する必要がないこと等に留意して要配慮者専用スペースの確保を図るものとする。

9 要配慮者用避難所の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、状況に応じて福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保するものとする。

開設にあたっては町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

資料編 ○福祉避難所一覧

10 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細か

な情報を適切に提供するものとする。

11 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 観光客及び外国人対策

町内各所に避難地、避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

また、震災に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、防災パンフレットの配布等平常時から基礎的防災情報の提供を行い防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、対応マニュアル等の整備を図るものとする。

第4 乳幼児・児童・生徒等保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は、地震の発生に備え、平常時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、児童・生徒等に対して防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動に関するマニュアルを学校ごとに作成し、教職員及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線が途絶した場合の保護者への連絡事項は、防災行政無線を通じて行う。また、教育委員会及び防災関係機関等への連絡は、徒歩等の手段を講じて行う。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援が必要があることから、町の防災関係機関等と連携して避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

児童・生徒等への地震に関する防災教育を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた明確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため、地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震に関する防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地域への理解、家族や地域との連携

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 市川三郷町災害警戒本部

市川三郷町災害警戒本部は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第2 市川三郷町災害対策本部

市川三郷町災害対策本部は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第3 災害警戒本部及び災害対策本部の組織及び所掌事務

市川三郷町災害警戒本部及び災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第4 震災時の応急活動体制

町は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

応急活動体制

	・震度4の地震発生時	・震度5弱又は5強の地震発生時	・震度5弱又は震度5強の地震が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき ・震度6弱以上の地震発生時 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により町内一斉放送を行う (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 町の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する 3 本部は市川三郷町役場本庁舎に設置する	1 左欄の1を実施する 2 可及的速やかに市川三郷町役場本庁舎に本部を設置する ただし、役場が地震災害により使用不能の場合は、あらかじめ定めた代替施設に設置する
勤務時間外の体制	災害警戒本部第1配備体制により配備につく	災害警戒本部第2配備体制により配備につく	全職員

第5 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

2 県の現地対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地対策本部の設置場所は、市川三郷町役場本庁舎1階「大会議室」とする。

3 町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、町庁舎等が被災したことにより、町が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡南地域県民センター）職員を本町に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

(2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請する。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

職員の配備基準 1（災害警戒本部）

配 備	配備の基準	配備の内容	配備要員
第 1 配 備	① 震度 4 の地震の観測 ② 臨時火山情報の発表 ③ 大雨注意報、洪水注意報のどれか 1 つ以上の発表（注） ④ 大雪注意報の発表 ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ⑥ その他必要により町長が配備を指示したとき	災害関連情報の収集活動をはじめとする初期応急対策活動に着手する	「市川三郷町災害警戒本部設置要綱」の別表の「第 1 配備態勢」に定めるところとする
第 2 配 備	① 震度 5 弱・5 強の地震の観測 ② 緊急火山情報の発表 ③ 大雨警報、洪水警報、暴風警報のどれか 1 つ以上の発表 ④ 土砂災害警戒情報の発表 ⑤ 大雪警報の発表 ⑥ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⑦ その他必要により町長が配備を指示したとき	事態の推移に伴い、すみやかに災害対策本部に移行できるようにするものとする	「市川三郷町災害警戒本部設置要綱」の別表の「第 2 配備態勢」に定めるところとする

（注） 台風等を起因とし、今後大雨に発展するおそれがあると気象情報が出されている場合

職員の配備基準 2（災害対策本部）

配備の基準	配備の内容	配備要員
①震度 5 弱・5 強の地震の観測で、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき	職員は自主的に参集し、情報、水防、輸送、医療、救護等すみやかに応急対策活動を行うものとする	全職員
②緊急火山情報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき		
③大雨警報、洪水警報、暴風警報のどれか 1 つ以上、又は土砂災害警戒情報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき		
④大雪警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき		
⑤特別警報		
⑥震度 6 弱以上の地震の観測		
⑦「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき		
⑧大災害が発生したとき		
⑨その他必要により町長が配備を指示したとき		

※ 「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

資 料 編 ○市川三郷町災害警戒本部設置要綱
○市川三郷町災害対策本部活動要領

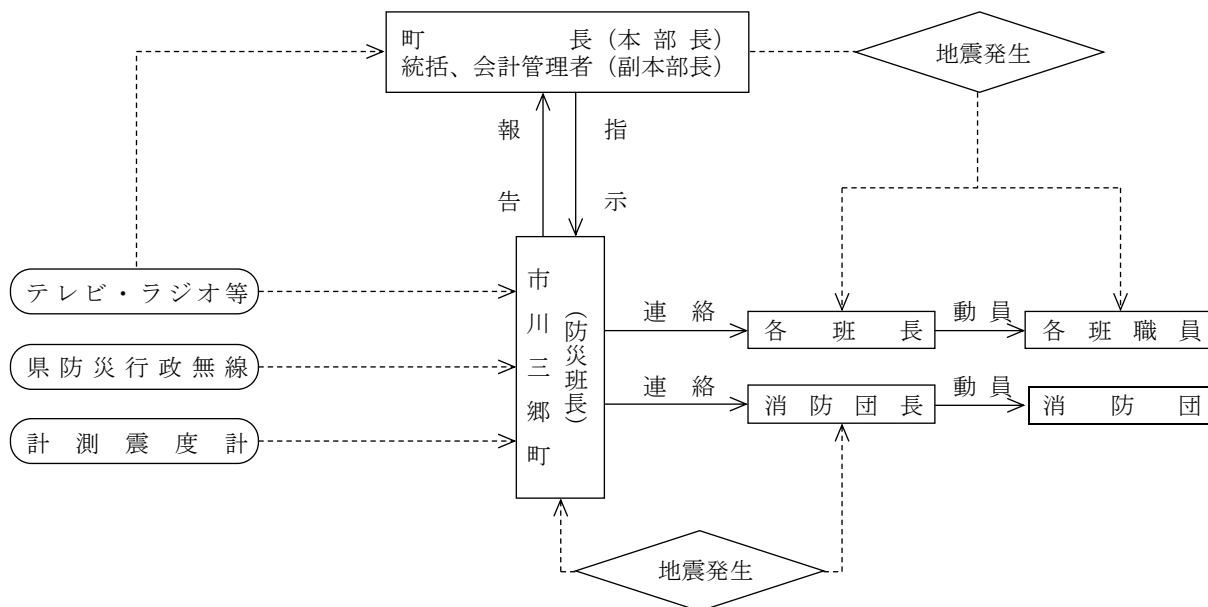
第2 配備及び参集体制

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達方法

ア 大規模な地震が発生した場合、防災班長は、各班長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、メール等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 各班長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

各班長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各班長等は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

2 勤務時間外、休日における配備

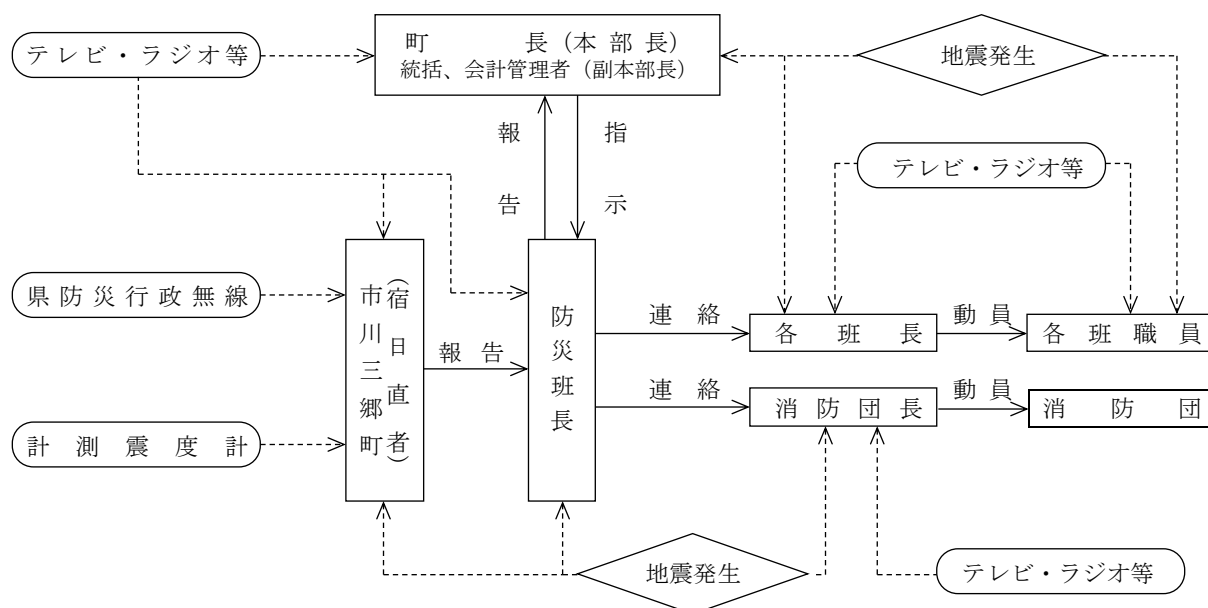
(1) 町職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予測されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき配備該当職員は各所属庁舎に、また各班長は町役場本庁舎に速やかに参集するものとする。

なお、参集の際には、「3 参集時の留意事項」に留意するものとする。

(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、町役場の被災状況を確認し、防災班長に速やかに報告する。配備該当職員等が参集するまでの間は、地震情報の収集及び連絡に努める。



(3) 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかにあらかじめ定められた参集場所に参加するものとする。

なお、震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

(4) 緊急対策班の編成

大規模な地震等が発生し、職員の迅速な参集が困難な場合には、各庁舎の徒歩20分以内の地域に居住する職員を中心に、先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。

各班の災害応急対策活動に必要な要員が参集でき次第、緊急対策班を解除し、職員はあらかじめ定められた災害応急対策業務にあたるものとする。

(5) 配備状況の報告

各班長は、所属職員の参集状況を記録し、防災班長を通じて本班長に適宜報告する。

(6) 配備体制の移行

各班長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(7) 災害活動の相互援助

各班長は、本部長の指示があったときは、自らの班以外の災害活動についても協力する。

(8) 災害活動の報告

各班員は班内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の班長に報告する。

3 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、食料(1～3日分)等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所などの最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難地及び避難所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

1 ↓	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
2 ↓	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
3 ↓	参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって各所属庁舎等に参集する。 (2) 各施設等外部の職員の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本町出先機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 ↓	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。収集する情報については本章第5節「被害状況等報告計画」に定める分担等に基づき行うものとする。
5 ↓	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各班長（又は次席者）に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。
6 ↓	緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 ↓	緊急対策班の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急対策班を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第3節 県消防防災ヘリコプターの出動要請計画

一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプターの出動要請計画」を準用する。

第4節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、町は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努めるものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	発 表 基 準	内 容
①震 度 速 報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
②震 源 に 関 す る 情 報	震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
③震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
④各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表

⑤ 推 計 震 度 分 布 図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
⑥ 長周期地震動に関する 観 測 情 報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
⑦ 遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表
⑧ そ の 他 の 情 報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

ア 震度速報

発表基準：全国のいずれかで震度 3 以上を観測し、山梨県内で震度 1 以上を観測した場合
情報の内容：震度 3 以上を観測した地域名と観測された震度

イ 震源に関する情報

発表基準：本州中部付近で震度 3 以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき
※本州中部付近…関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸
情報の内容：震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））、津波のない旨の付加文

ウ 震源・震度に関する情報

発表基準：県内の最大震度 3 以上、隣接県で震度 4 以上、その他の地域で震度 5 弱以上を観測したとき
※隣接県…神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）
情報の内容：震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））、震央地名、地域震度と震度 3 以上が観測された市町村名

エ 各地の震度に関する情報

発表基準：県内で最大震度 1 以上を観測したとき
情報の内容：山梨県と隣接県の震度

※隣接県…神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）

※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点毎の震度

オ 地震回数に関する情報

発表基準：県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき

※県内と隣接地域…「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」

情報の内容：地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど

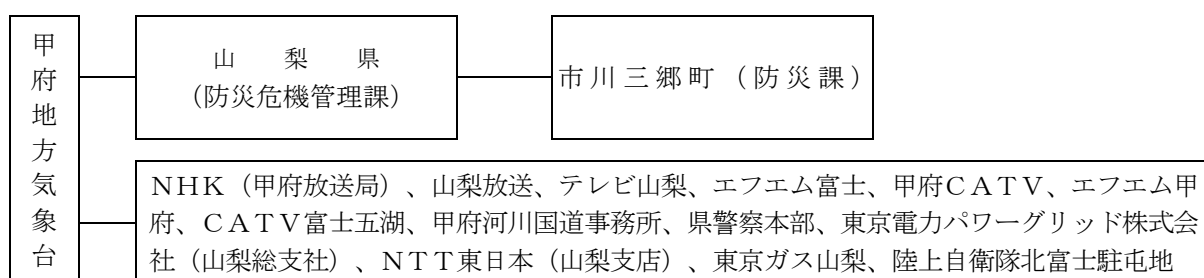
カ 地震の活動状況等に関する情報

発表基準：伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に発信

キ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報

発表基準：南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

山梨県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

4 地震情報の収集

町は、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、庁内放送、防災行政無線等により職員等に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとるものとする。

5 地域住民への地震情報の伝達

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線や広報車を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

伝達内容は次のとおりとする。

- (1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- (2) 地震防災応急対策の指示
 - ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
 - イ 電話使用を自粛すること。
 - ウ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。
 - エ 被害が発生した場合は、地区自治会長等を通じて町に報告すること。
 - オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第5節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、町は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

なお、情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、町の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

町は、地震が発生した際には、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

町の情報収集手段を活用して、早期に町内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
②火災の発生状況	北部消防署、消防団、自主防災会
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	北部消防署、町の区域を管轄する警察署、岐南医療センター市川三郷病院等町内医療機関、西八代郡医師会、県（県内市町村等の被災状況）
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）、（一社）山梨県LPGガス協会、町生活環境課
⑤道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	関東地方整備局甲府河川国道事務所、峡南建設事務所、J R 東海(株)身延線町内各駅
⑥堤防、護岸等の被災状況	関東地方整備局甲府河川国道事務所、峡南建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、町の区域を管轄する警察署
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	町教育委員会、施設管理者、西八代郡医師会

イ 災害時優先電話による収集

町役場等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒等、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により町本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

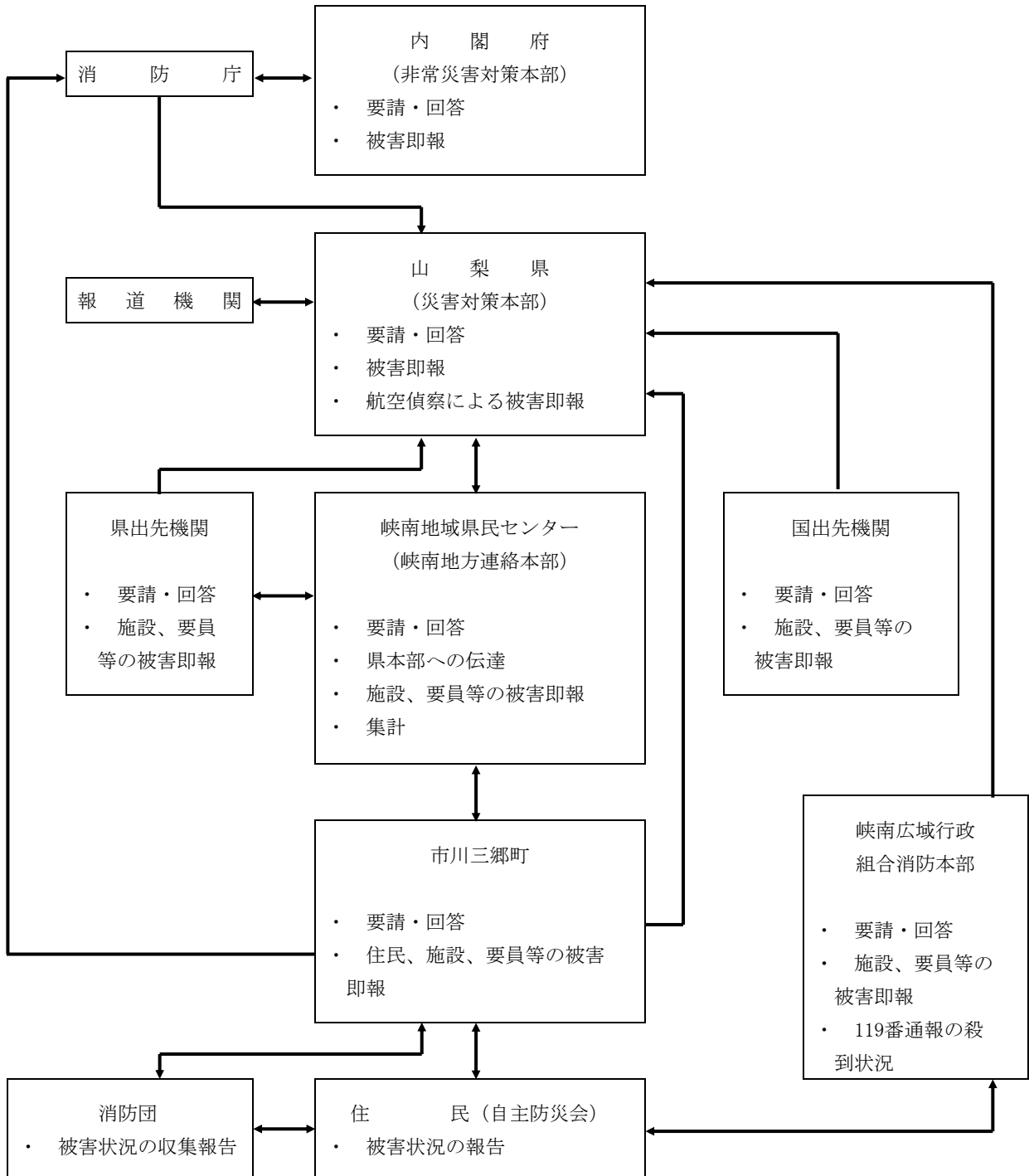
エ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

オ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により町内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害状況を収集する。なお、平常時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

発災直後の情報の収集・伝達フローシート



(2) 第2段階に収集する情報

ア 各班における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各班は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

各班の被害状況の調査担当については、一般災害編第3章第7節第1 1「被害状況と調査担当」と同一とする。

イ 各地区の被害調査

(ア) 担当班による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の班が担当地区を調査する。

(イ) 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報の取りまとめ

各班が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、防災班長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類、様式等については、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第6節 広域応援体制

一般災害編第3章第4節「広域応援体制」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第8節 広報計画

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切なかつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務班、防災班及び各支所班が行うものとするが、災害の状況によっては各班及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

町は、次により地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線
- 2 町ホームページによる広報
- 3 広報車による巡回広報（可能な場合）
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災会を通じての広報

第3 広報内容

町は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時

間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 町の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて放送局に放送を要請するものとするが、緊急時に県を通じる時間がない場合には、町長が一般災害編第3章第9節「災害通信計画」の別記様式により直接放送を要請するものとする。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報に当たっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、町ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては、外国語教師や語学ボランティアの発掘と育成を教育委員会が中心となってい、協力を求めて外国語放送の実施に努めるものとする。また、在宅の要配慮者に対しては戸別受信機による広報のほか、民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝 達 手 段	種 別	特 色
広 報 車	㊦ ㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦ ㊧	〃
掲 示 板	㊧ ㊨	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	㊧ ㊨	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
町ホームページ	㊦ ㊧	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も町の情報が入手可能
インターネット	㊦ ㊧ ㊨	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、NTT東日本が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難場所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第9節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

第10節 消防対策

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視

- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎょ活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資器材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

町は、電話通報、かけこみ通報、消防署、登庁職員、消防団員、自主防災会等、また、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して活動体制を整えるとともに、町で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告するとともに、住民及び関係機関に対して積極的

に通報・広報する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防対策」に定めるとおりであるが、地震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は町役場に登庁し、災害情報を共有するなど町本部と協働して災害対策に当たるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、無線等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、町本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災などの災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

各分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、町本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の

延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、町の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編 ○ 峡南広域消防相互応援協定書

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの出動要請方法については、一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプターの出動要請計画」に定めるところによる。

第11節 緊急輸送対策

一般災害編第3章第14節「緊急輸送対策」を準用する。

第12節 交通対策

一般災害編第3章第15節「交通対策」を準用する。

第13節 災害救助法による救助

一般災害編第3章第16節「災害救助法による救助」を準用する。

第14節 避難対策

一般災害編第3章第17節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、町の避難指示を待っている避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

平素から地震発生時における避難方法等を検証し、住民に対し周知徹底を図る。また、地震時にあ

っては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、避難行動要支援者の避難誘導等を行い、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に参加しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

資料編 ○指定避難所一覧

第2 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

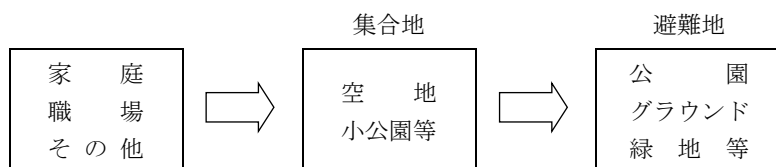
(1) 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集 合 地	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」等の広場をいう。
避 難 地	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」、「公民館」・「小中高等学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避 難 所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 指定避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。 ○ 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 ○ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の危機の整備を図るものとする。 ○ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝達する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町本部に報告する。

なお、被害が大きい場合は、町への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、町本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

町本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全性が確認できるまで、とりあえずグランド等の安全な場所に待機させるものとする。

資料編 ○指定避難所一覧

3 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

町では、学校施設を避難所に指定しているため、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者の保護

地震災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、要配慮者専用スペースの確保、また状況に応じて福祉避難所を開設し、必要なスタッフを確保するものとする。

開設に当たっては町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

資料編 ○福祉避難所一覧

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を図るものとする。

7 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

第4 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、町は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。また、滞留者の状況を県災害対策本部に報告する。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設に誘導し保護する。

第5 孤立集落への対応

町は、孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話や防災行政無線（移動系、アンサーバック）の整備、ヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握す

る。

第6 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

町は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、町営住宅等を活用し、受け入れに努める。

第15節 医療助産対策

一般災害編第3章第18節「医療助産対策」を準用する。

第16節 防疫対策

一般災害編第3章第19節「防疫対策」を準用する。

第17節 食料及び生活必需物資供給対策

一般災害編第3章第20節「食料供給対策」及び第21節「生活必需物資等救援対策」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握、確保

- 1 避難所における被災者のニーズについては、商工観光班職員が状況及び被災者の要望等から把握し、商工観光班長に報告する。この場合、電話若しくは防災行政無線を活用し、迅速かつ正確に行うよう努める。
- 2 商工観光班長は、これらの需要を集約し、政策秘書班長と協議のうえ必要品目、数量等を勘案し、山梨みらい農協、市川三郷町商工会等に協力を依頼して取扱業者等からの調達を行う。
- 3 大規模な災害により供給が困難、あるいは時間がかかる場合には、県又は協定締結機関に斡旋を要請する。

調達時の留意事項

〔食料〕

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者等要配慮者に対して軟らかいもの、乳児に対して調整粉乳など、また寒い時期には温かいものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

〔生活必需品〕

- ① 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- ② 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- ③ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身のサイズ等を書いておく。

資 料 編 ○災害時における相互応援に関する協定書

○大規模災害受援計画に基づく補給物資等調達に関する協定書

第2 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、住民等に対して救援物資による物資の供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の一時集積場所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積し、管理責任者として

商工観光班係長を配置する。

なお、救援物資の一時集積場所は、一般災害編第3章第21節第3「救援物資集積所の確保」に添付の表と同一とする。

資料編 ○災害時における施設等の使用に関する協定書（西八代郡農業協同組合）

2 救援物資の調達及び供給

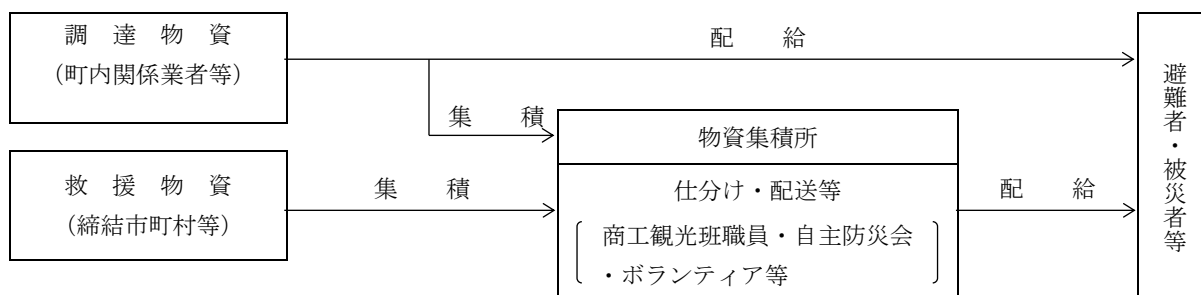
(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の指示により調達するものとする。

対 策 班	実 施 内 容
政 策 秘 書 班	必要数量、確保・配布済みの把握及び各班への伝達
総 務 班	県、他市町村等への物資、資機材の提供要請
財 政 班	車両の確保
福 祉 支 援 班	炊出しの手配
商 工 観 光 班	食料、生活必需品の確保及び配布 義援物資の受入及び配布
教 育 総 務 班 生 涯 学 習 班	炊出しの実施の協力

(2) 物資が大量であり、かつ、迅速な処理を必要とする場合は、他班の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品 等
第 一 段 階 (生 命 の 維 持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品 テレビ、ラジオ等の設置
第 三 段 階 (自 立 心 の 誘 発)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、洗濯機等の設置

(4) 避難所において長期間生活する場合の食事提供の留意点

避難生活が長期にわたる場合には、エネルギー・栄養素摂取の不足による栄養不良や体力低下が懸念されるため、下表を参考に必要な栄養量の確保に努める。

	対象特性別（１人１日当たり）			
	幼児（１～５歳）	成長期Ⅰ （６～１４歳）	成長期Ⅱ・成人 （１５～６９歳）	高齢者 （７０歳以上）
エネルギー（kcal）	1,200	1,900	2,100	1,800
たんぱく質（g）	25	45	55	55
ビタミンＢ１（mg）	0.6	1.0	1.1	0.9
ビタミンＢ２（mg）	0.7	1.1	1.3	1.1
ビタミンＣ（mg）	45	80	100	100

（参考：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室「避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について」）

第１８節 飲料水確保対策

一般災害編第３章第２２節「飲料水確保対策」を準用する。

第１９節 応急教育対策

一般災害編第３章第２３節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第１ 応急措置

１ 教育委員会

（１）被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

（２）情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒等 在 校 中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。 4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合や遠距離通学者の保護について計画を策定しておく。 5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。 6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒等 不在中	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

ア 避難所の運営における教職員の役割及び町本部との連携

イ 児童・生徒等の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

各社会教育施設管理者は、建物又は利用者等の被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
町内の大部分が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

(2) 教職員の確保

- ア 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- イ 近隣校との操作を行う。
- ウ 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- エ 欠員が多数のため、前項の方法が講じられない場合は、県教委に要請し教員配置を行う。

(3) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(4) 応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

(5) 応急措置

その他応急措置については、速やかに、かつ、弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

(1) 応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒等の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項
- 各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課時間の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。 - 臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒等の学習方法についての指導を行う。 - 授業の不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（登校班、その他）の整備等に工夫を行う。 - 一時的に退避等を余儀なくされた児童・生徒等との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように配慮する。

(2) 学用品等の配布

教育委員会の指示に基づき、学用品の配布や施設の状況に応じて授業再開に努めるものとする。

(3) 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に町民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第20節 廃棄物処理対策

一般災害編第3章第24節「廃棄物処理対策」を準用する。

第21節 応急住宅対策計画

一般災害編第3章第25節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 建築物対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで、倒壊したり物が落下して人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

(1) 応急危険度判定体制の整備

町は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 公共建築物の確認

町は、被災建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用の可能性について判断を行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 町は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

町内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別図のとおりである。

(5) 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して町防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 被災宅地の確認

町は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(3) 応急措置の実施

町は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

町内で必要人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

(5) 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して町防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、町は、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の調査結果によると、本町では、東海地震が発生した場合には、全壊256棟、半壊1,114棟、大破77棟、中破155棟の建物被害が生じるものと想定されており、また、発災1ヶ月後には296戸の応急仮設住宅の需要が生じるものとされている。

町は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を選定する。応急仮設住宅建設用地は、一般災害編第3章第25節第3-1にある「応急仮設住宅建設用地」と同一とする。

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設する。

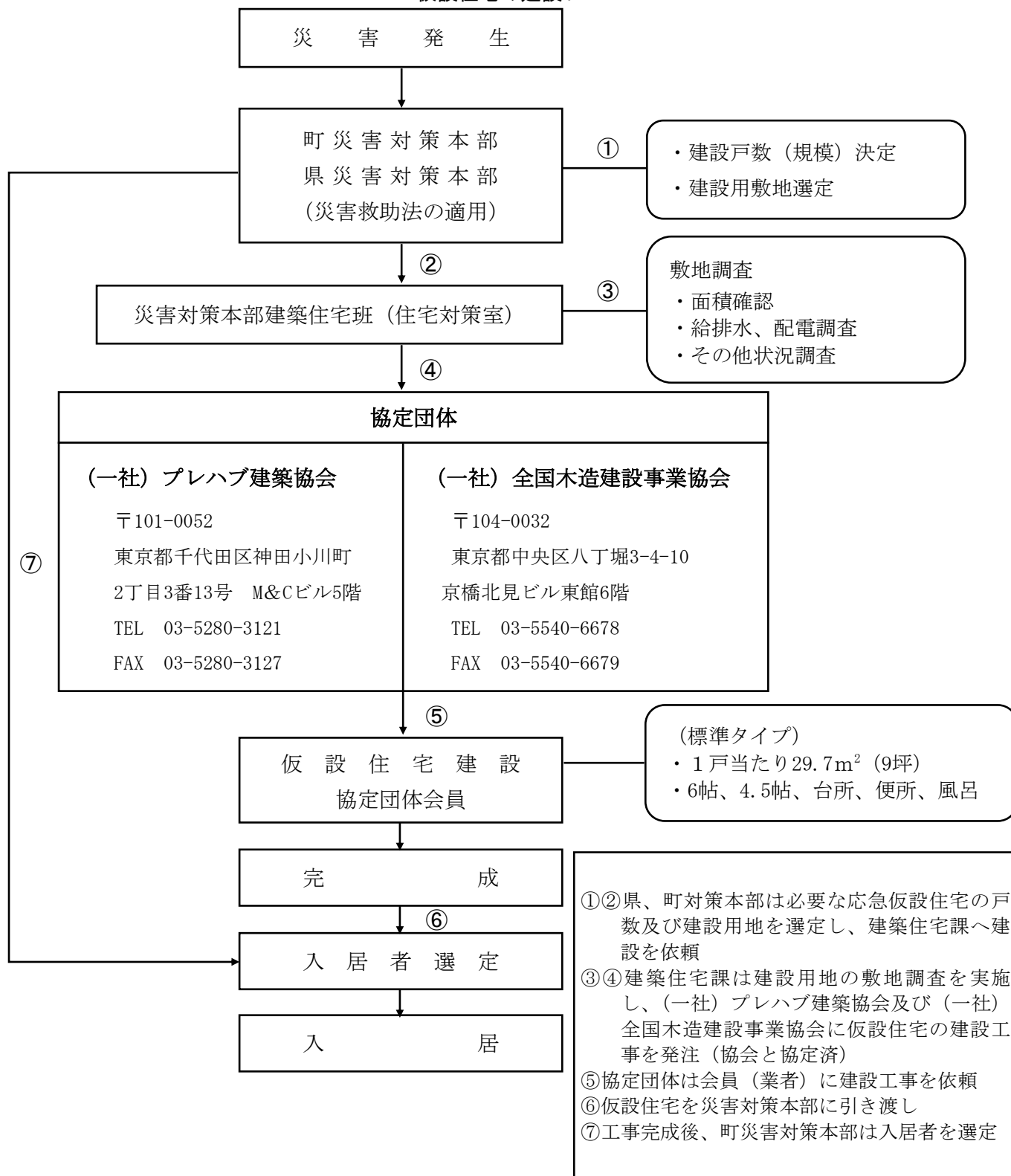
建設用地の選定条件

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

2 応急仮設住宅の建設

- (1) 県、町災害対策本部は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県建築住宅課へ建設を依頼する。
- (2) 県建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。(面積、生活用水、電気等)
- (3) 建設業者への工事を発注依頼する。(県が(社)プレハブ建築協会と協定済)
- (4) 完成後、町災害対策本部が入居者を選定する。
- (5) 入居

仮設住宅の建設フロー



第3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、町は県災害対策本部の要請を受け、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を実施する。

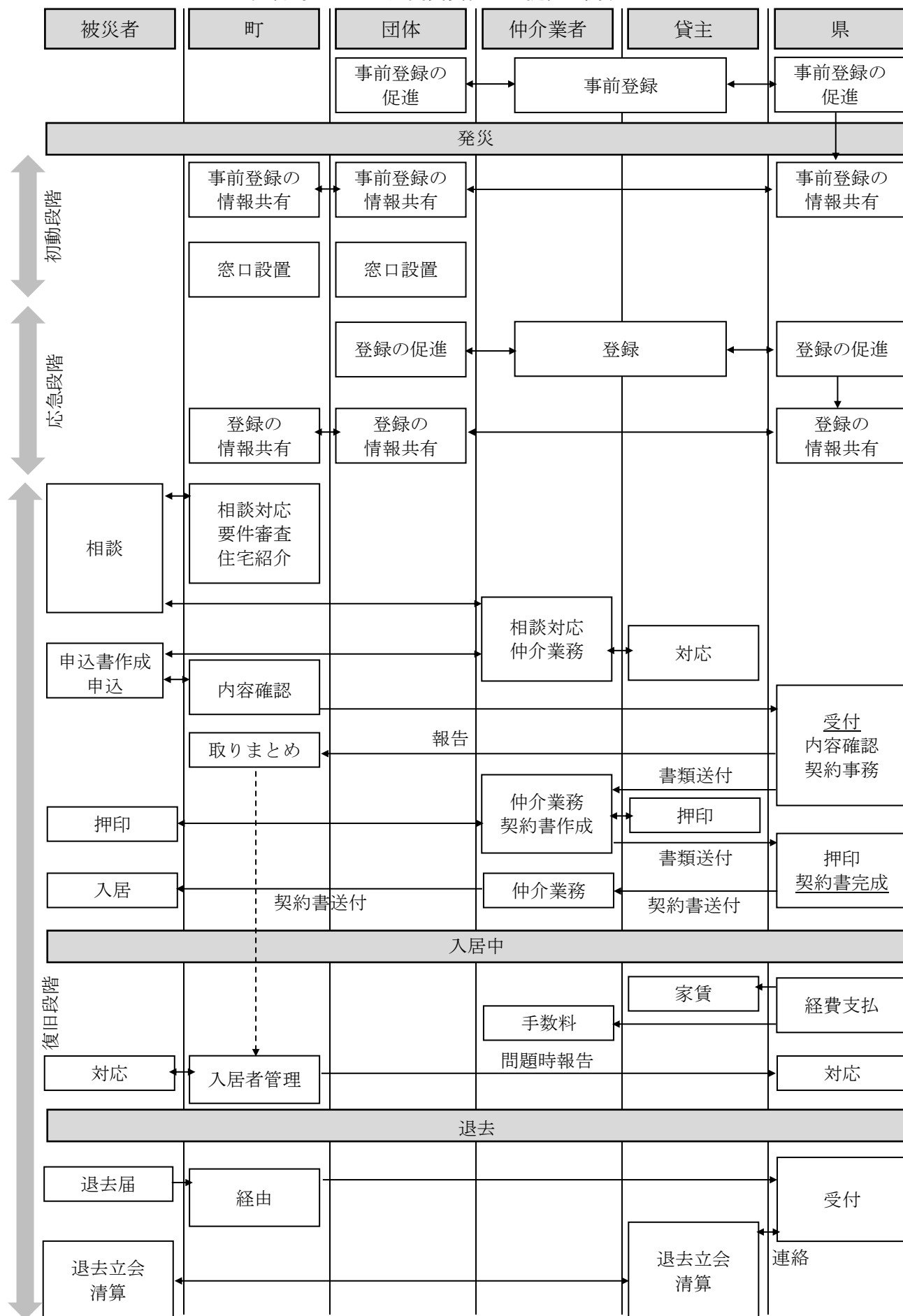
- ・不動産関係団体の協力により提供を実施

(1) 民間賃貸住宅の情報提供

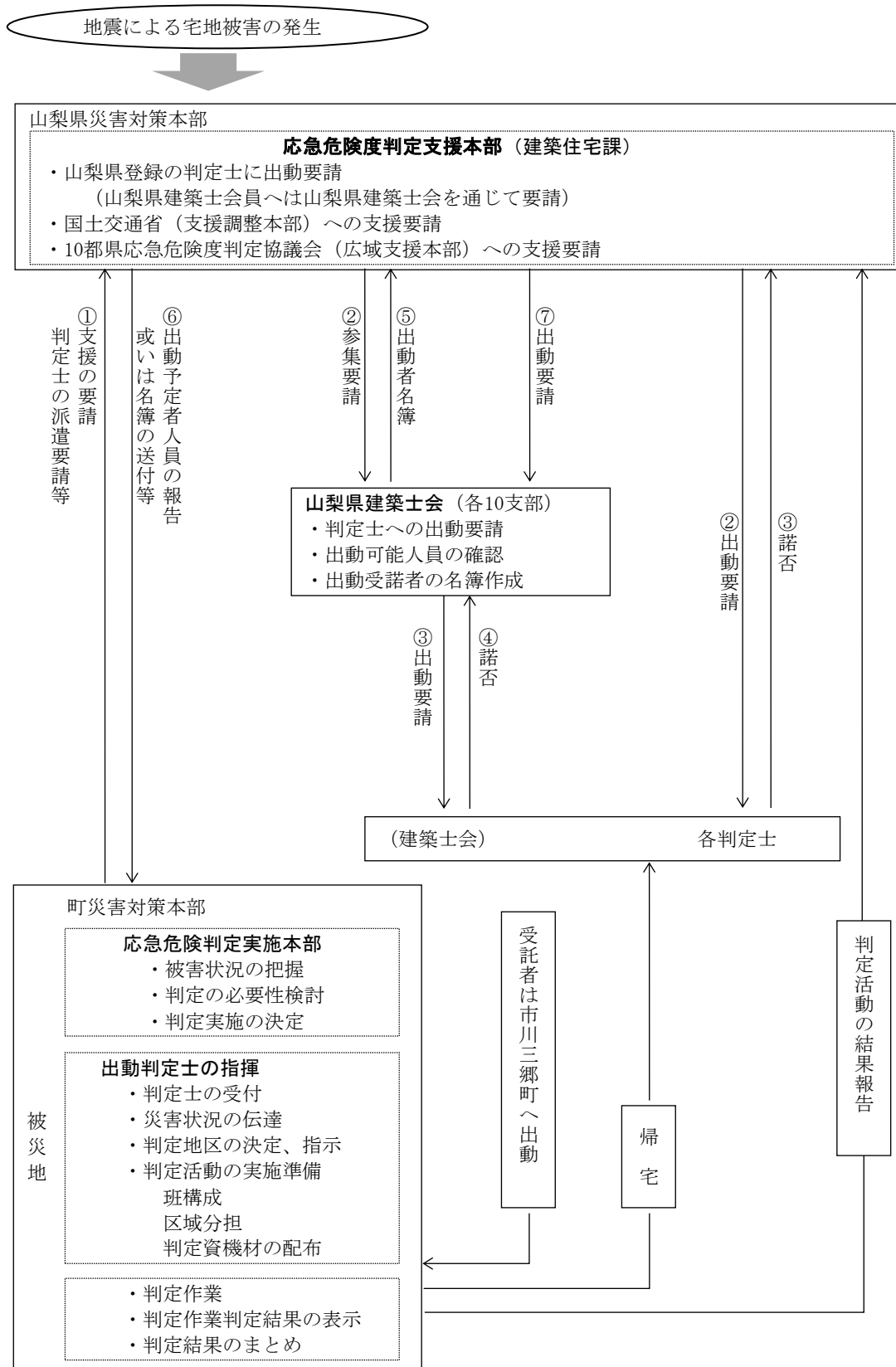
町は、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、県に民間賃貸住宅の情報を提供する。

(2) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー

災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー



被災建築物 応急危険度判定フロー



第 2 2 節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、町は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 3 章第 26 節「救出計画」の定めるところによる。

第 1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生ずることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第 2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線及び無線通信が途絶した場合には、急使を派遣する等町本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第 3 町の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、町内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、町内関係業者等の協力を得て重機等の資機材の確保に努めるものとする。

(2) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

なお、自衛隊災害派遣要請方法については、一般災害編第 3 章第 5 節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、西八代郡医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

- (2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果に基づき救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して県消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

資 料 編 ○医療機関一覧

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

4 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を防災班に設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第 2 3 節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

一般災害編第 3 章第 27 節「遺体の搜索、処理及び埋葬計画」を準用する。

第 2 4 節 障害物除去計画

一般災害編第 3 章第 28 節「障害物除去計画」を準用する。

第 2 5 節 生活関係施設の応急対策

第 1 水道施設応急対策

水道事業者（町（生活環境課））は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

水道事業者（町（生活環境課））が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、指定給水装置工事事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順

次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

下水道管理者（町（生活環境課））が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、下水道排水設置指定工事店等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

下水道管理者（町（生活環境課））は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

町は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

下水道管理者（町（生活環境課））は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 3 避難所における電力供給の実施

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

資料編 ○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。
- 2 販売事業者は、（一社）山梨県L Pガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第26節 民生安定事業計画

一般災害編第3章第30節「民生安定事業計画」を準用する。

第27節 災害ボランティア支援対策

一般災害編第3章第31節「災害ボランティア支援対策」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、1979（昭和54）年4月に大規模地震対策特別措置法第3条の規定に基づき本町を含む6県167市町村が強化地域に指定されているが、よりの確な対策を講じるため、大規模地震対策特別措置法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定地震域による震度分布等の検討が行われた。その結果を踏まえ、2002（平成14）年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都道263市町村へ大幅に拡大された（市町村合併により2012（平成24）年3月31日現在、157市町村）。本県では、新たに5町村が追加指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は、丹波山村、三富村、小菅村を除く全市町村となった（市町村合併により2012（平成24）年3月31日現在、小菅村、丹波山村の2村を除く全市町村）。

このため、町は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の未然防止に務めるものとする。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

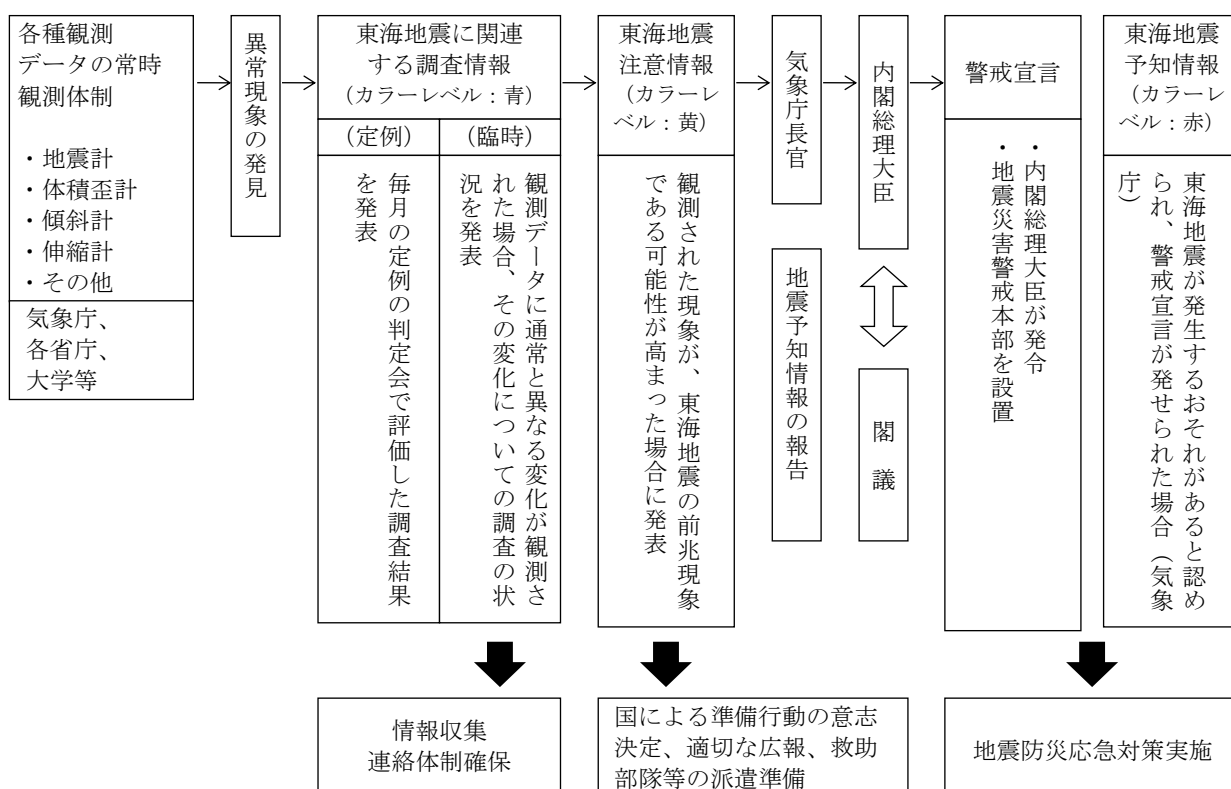
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報

3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関連する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

- 1 東海地震観測情報配備基準により職員参集
- 2 防災行政無線、広報車等による住民への広報
- 3 県、防災関係機関との連絡体制の確保

第2 東海地震注意情報発表時の体制

- 1 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- 2 東海地震注意情報配備基準により職員参集
- 3 地震災害警戒本部設置の準備
- 4 防災行政無線、広報車等による住民への広報

町長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、町の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

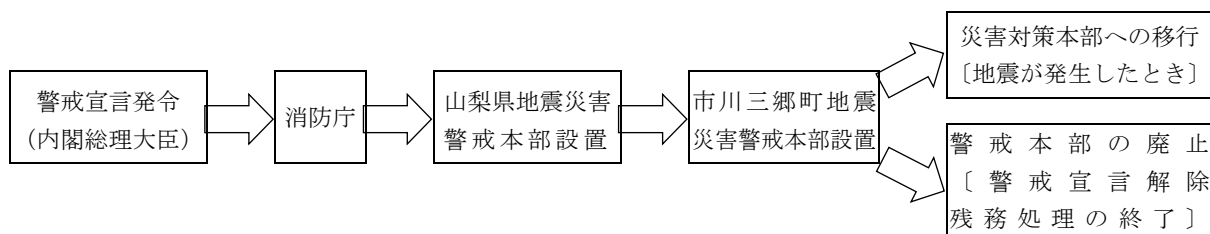
- 5 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- 6 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難地の開設準備
- 7 県への要請・報告等の実施
- 8 物資・資機材の点検・確認

9 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

町は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 市川三郷町地震災害警戒本部の設置

町長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて市川三郷町地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、市川三郷町地震災害警戒本部を市川三郷町役場本庁舎に設置する。
- (2) 警戒本部の組織及び分掌事務は、市川三郷町災害対策本部活動要領別表第1に定めるところによる。

2 市川三郷町地震災害警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

町長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、町災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 地震防災応急対策要員の参集等

(1) 配備体制の概要は、次のとおりとする。

なお、詳細については「市川三郷町地震災害警戒本部活動要領」別表に定めるところによる。

配備体制 の名称	配備基準	配 備 の 内 容	配 備 要 員
東海地震 に関連する調査情報 (臨時) 配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき	地震災害警戒本部員及び防災担当職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	管理職員 20名 防災課員 3名 各係員 25名 48名
東海地震 注意情報 配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき	全職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、東海地震予知情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 全所属職員の参集状況の把握 3 地震災害警戒本部設置準備 4 地震防災応急対策の実施準備 5 避難所開設準備 6 自主防災組織との連絡調整 7 備蓄、必要資機材等の確認 8 幼小中学校の避難行動実施 9 避難行動要支援者の避難行動準備	全職員
東海地震 予知情報 (警戒宣言) 配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	全職員をもって地震災害警戒本部を設置し、各班は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 防災行政無線等による住民への広報 2 地震災害警戒本部設置 3 本部員会議開催 4 地震防災応急対策の実施 5 消防団、自主防災組織との連携 6 避難所開設、運営 7 避難行動要支援者の避難行動実施 8 病院、社会福祉施設等の避難行動の実施 9 帰宅困難者、滞留旅客への対応 10 重要公共施設、危険物保有施設の点検	全職員
地震が発生したとき		町は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	全職員

(2) 消防団長は、東海地震注意情報が発表された場合、消防団員に参集を命ずるものとする。

(3) 町職員及び消防団員は、地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。

(4) 各職員及び消防団員の参集場所は、次のとおりとする。

町役場本庁舎	班長、本庁舎所属職員、消防団長、市川大門地区副団長
三珠分庁舎	三珠支所所属職員、三珠地区副団長
六郷分庁舎	六郷支所所属職員、六郷地区副団長
各消防団詰所	消防団員

(5) 公立学校、保育所及びその他町が管理する公共施設の職員参集等については、各施設において定めるところによる。

(6) 本部長は、参集の状況について、防災機関、公共施設責任者から報告を受けるものとする。

5 職員の動員計画

職員の勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るように努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

(1) 町長は、「市川三郷町災害対策本部活動要領」別表第1の災害対策本部分掌事務に基づく各班の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定するものとする。

(2) 東海地震に関する情報の伝達については、防災班長から各班長を通じて各所属職員に伝達されるものとする。したがって、各班長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。

(3) 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地からの通勤者及び公務出張中の者その他町長が認める者とする。

(4) 各班長は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人動員表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

6 動員時の心得

(1) 参集時の携帯品

タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具

(2) 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において住民の動向等に注意しながら参集する。

資料編	○市川三郷町地震災害警戒本部条例 ○市川三郷町災害対策本部活動要領 ○市川三郷町地震災害警戒本部活動要領
-----	--

第4 警戒本部の事務

- 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- 2 自主防災会や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- 3 避難の指示
- 4 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- 5 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- 6 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- 7 救急救助のための体制確保
- 8 その他町内での地震防災対策の実施

第5 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- 1 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- 2 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- 3 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- 4 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- 5 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- 6 生活必需品等の確保・供給、斡旋

- 7 ボランティアの受け入れ
- 8 自主防災会との連携及び指導
- 9 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- 10 防疫、その他の保健衛生
- 11 緊急輸送道路の確保及び調整
- 12 施設及び設備の応急復旧
- 13 その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

第3節 情報の内容と伝達

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第 1 地震予知に関する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

- (1) 東海地震に関する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

- (2) 東海地震に関する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

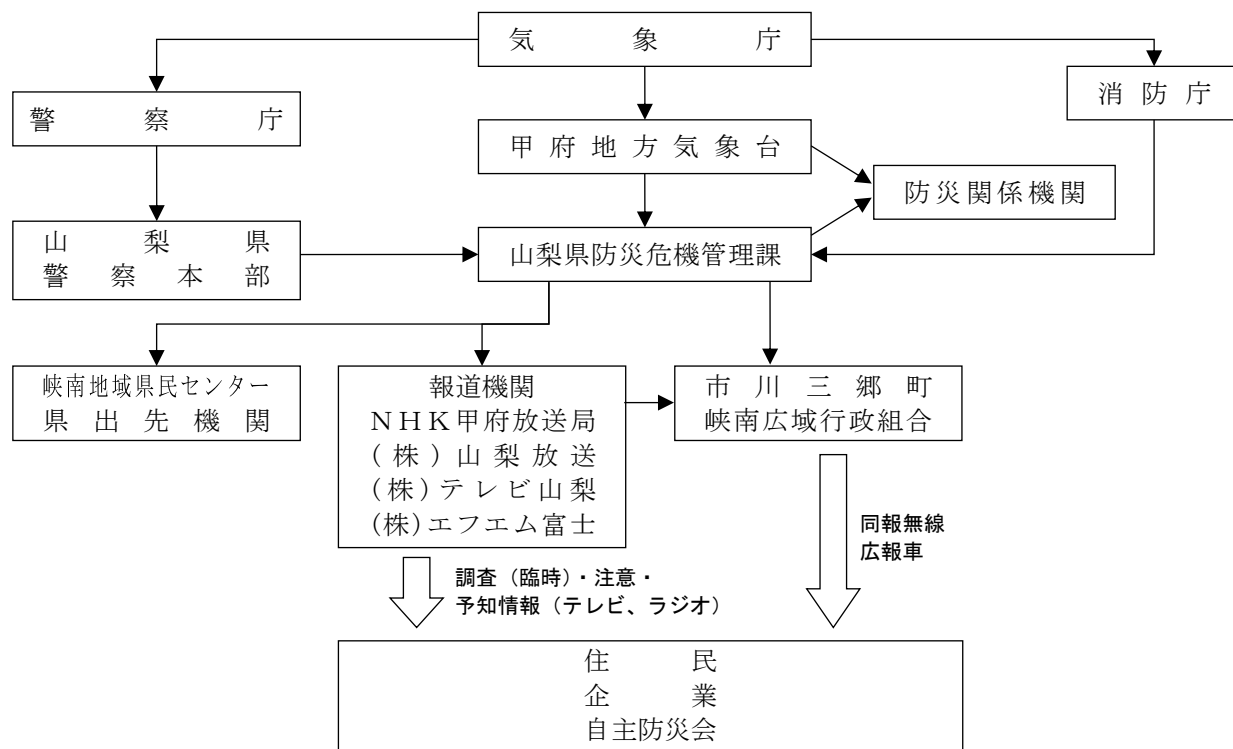
- ### (3) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

- #### (4) 東海地震予知情報

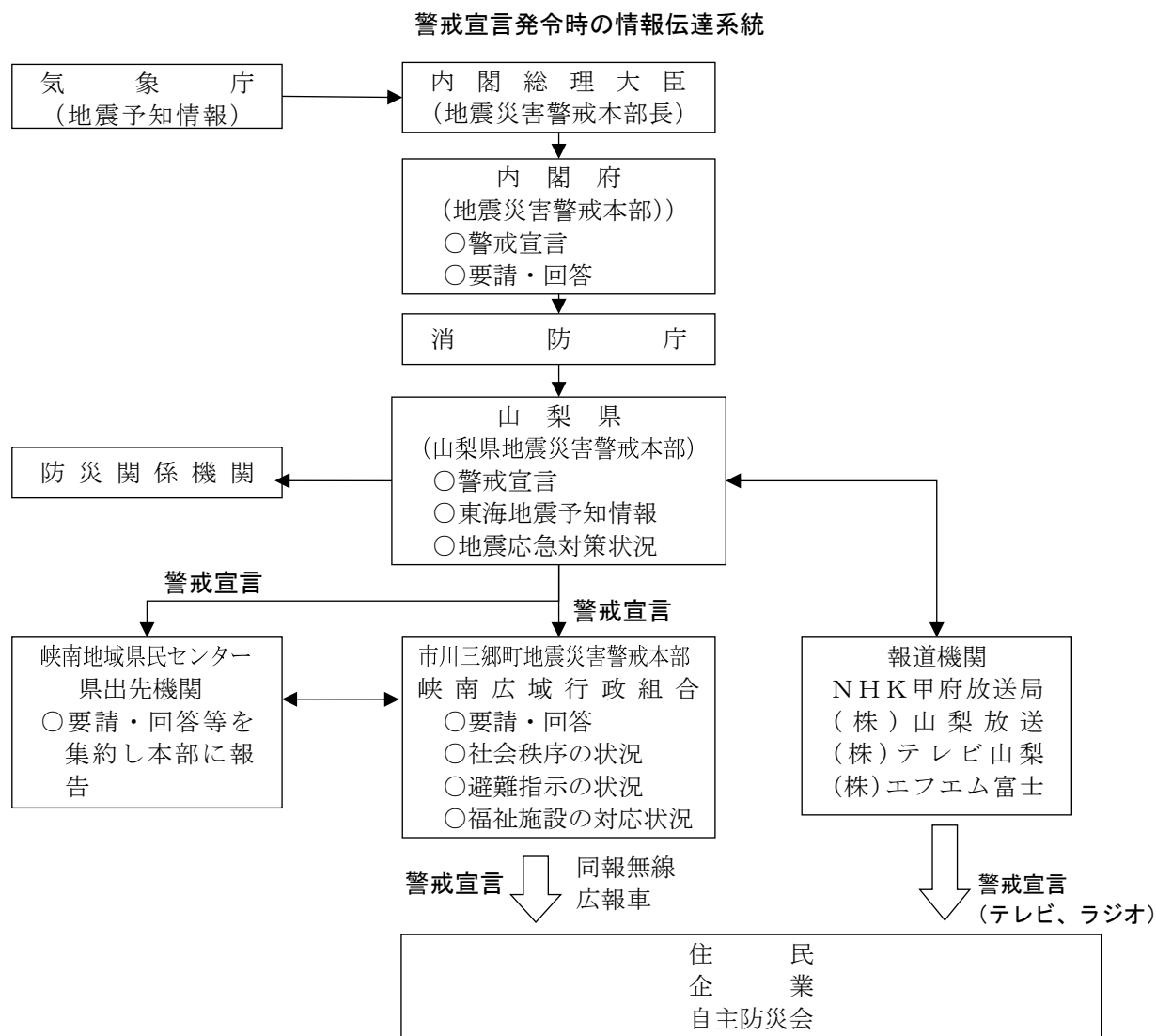
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達系統



(5) 警戒宣言

内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

県、町、防災関係機関は、相互に連絡を取り東海地震注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

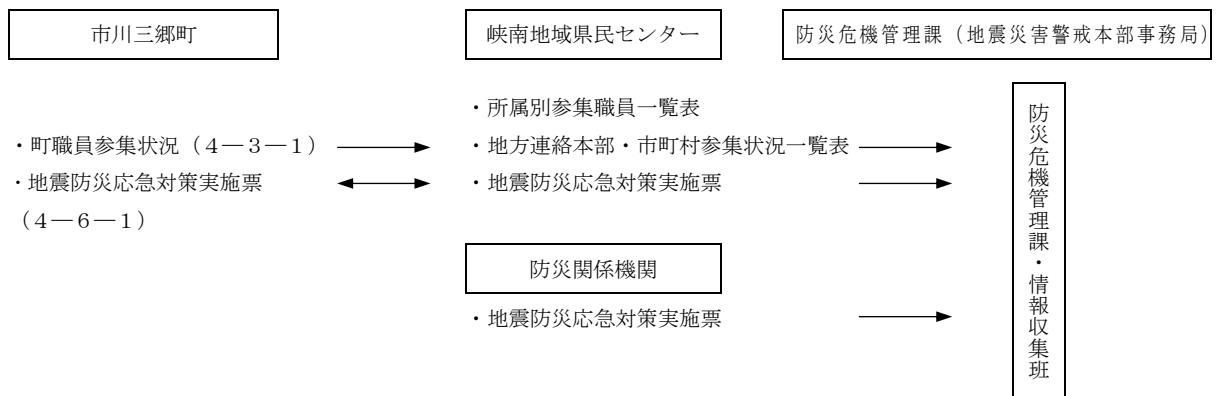
2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

町は、1で収集した情報及び次の事項についてあらかじめ県が定める様式により県警戒本部に報告する。

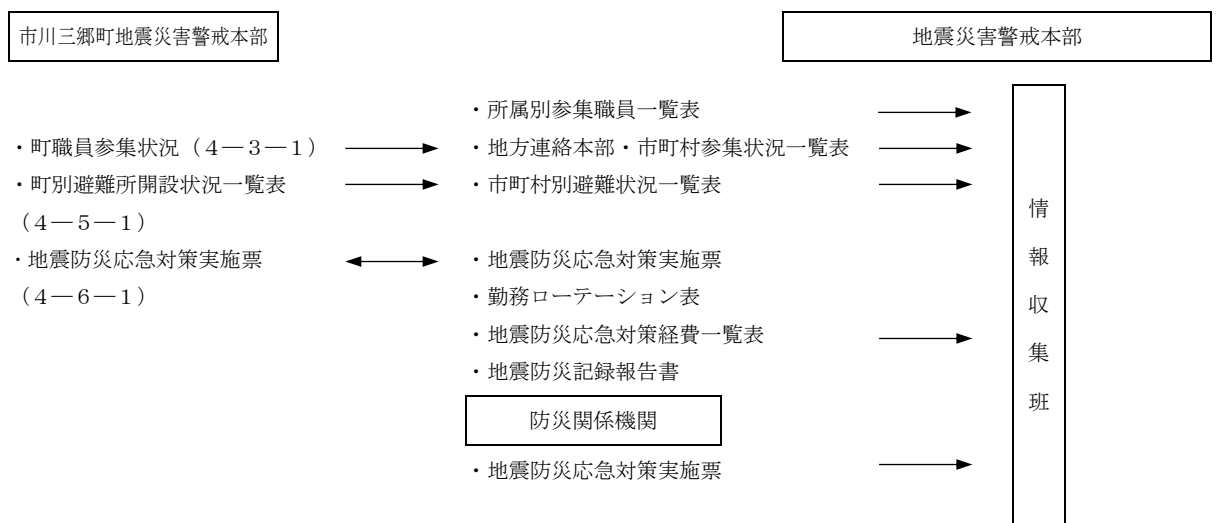
関 係 機 関 名			報 告 事 項
県 警 戒 本 部 設 置 状 況	設置前	町→峡南地域県民センター→防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	町警戒本部→県警戒本部	
	設置前	町→峡南保健福祉事務所→県福祉保健部→防災危機管理課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数、社会福祉施設を利用している高齢者、障害者の人数
	設置後	町警戒本部→県警戒本部	
	設置前	町教育委員会→峡南教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	授業を停止した幼稚園、小学校・中学校の数、学校に残留している生徒数 （県立高校は、県教育委員会→県警戒本部）
	設置後	町警戒本部→県警戒本部	
	設置前	町→峡南地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課	主要スーパーの営業停止店舗数
	設置後	町警戒本部→県警戒本部	

「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

（東海地震注意情報発表時）



（東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時）



資料編 ○県指定に基づく報告様式

第4節 広報活動

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災組織等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子等により実施する。

2 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) NTT東日本

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR東海(株)

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び施設内の案内板等を通じて、運転状況について広報する。

(7) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 市川三郷町の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明

- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報等
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき事業
- (9) 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 町の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 住民、滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、別表のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、防災信号、広報車、冊子、外国語放送等又は連絡員により行うものとする。

(1) 町からの伝達

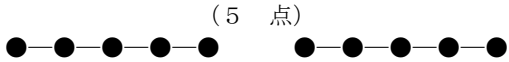
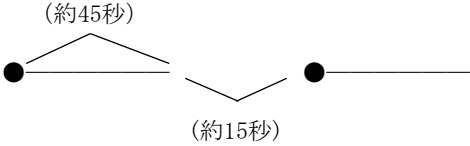
町職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、防災行政無線、光ファイバーケーブル、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。

- ア 防災行政無線の利用
- イ 広報車の利用
- ウ 町ホームページへの掲載

(2) 消防団からの伝達

消防団各分団は、消防団長、副団長、各分団長等の指示により、各分団にてそれぞれの担当区域に分かれ、地域住民に対して消防車、広報車、サイレン及び警報により伝達を行う。

地 震 防 災 信 号

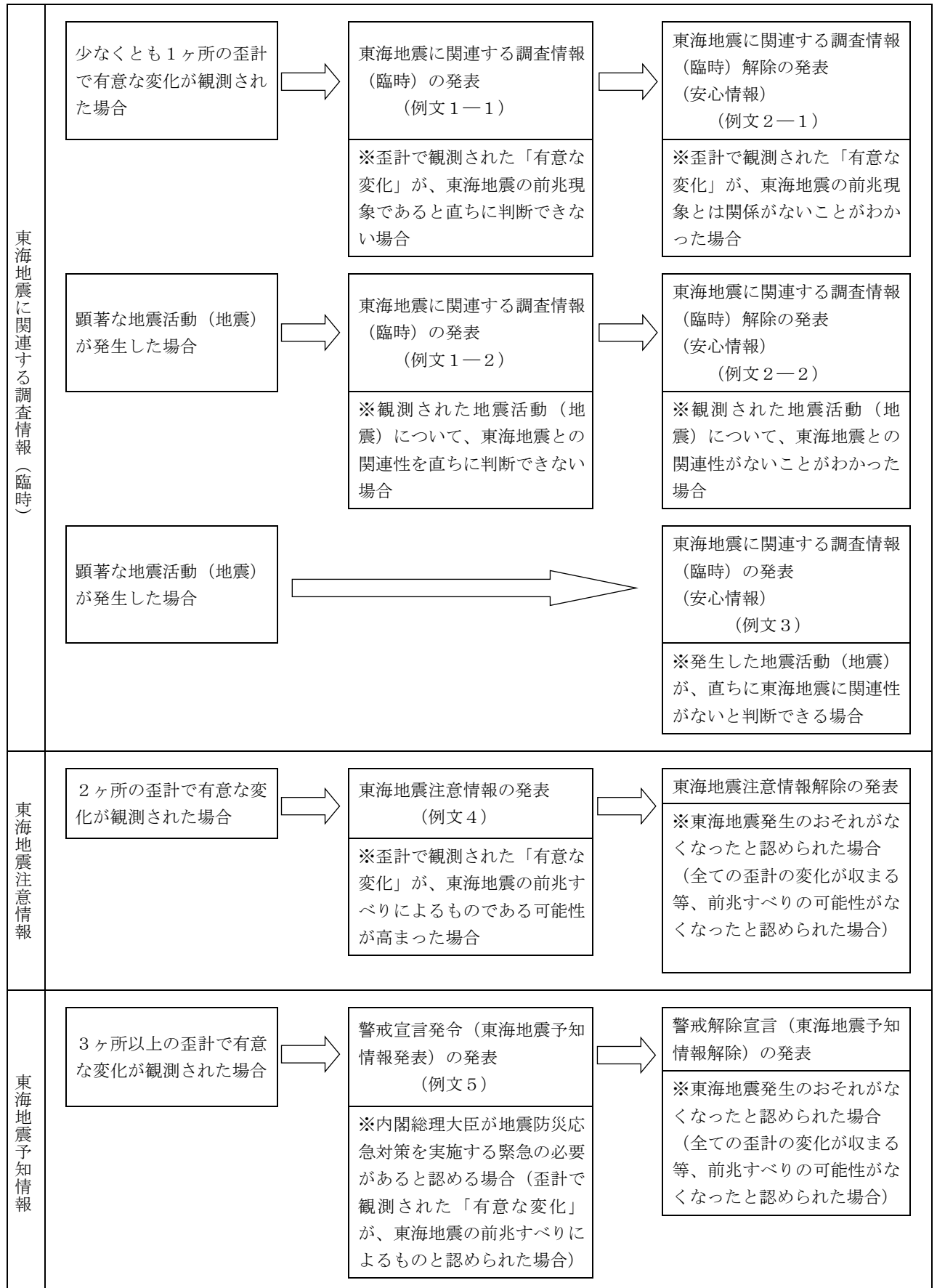
警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 区長からの伝達

区長（自主防災会長）は、地域内の住民に対して電話等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

別表

「東海地震に関連する情報」に伴う広報



例文 1—1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する 調査情報（臨時）」「発表時」における広報用の例文

〔歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの〕

○こちらは、防災いちかわみさとです。

○先程、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

○この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○すでに、町では、情報収集体制を取っております。

○今後の状況により、新たな情報が発表されます。

○ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

○住民の皆さんは、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 1—2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する 調査情報（臨時）」「発表時」における広報用の例文

〔観測された「地震」について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合のもの〕

○こちらは、防災いちかわみさとです。

○先程、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。

○この情報は、○月○日○時○分に発生した○○の地震について、この地震が東海地震に関連するものであると「判断できない」場合に発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○すでに、町では、情報収集体制を取っております。

○今後の状況により、新たな情報が発表されます。

○ぜひ、町からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。

○住民の皆さんは、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2—1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」「解除時」における広報用の例文

〔歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合のもの〕

○こちらは、防災いちかわみさとです。

○先程、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の解除（安心情報）」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「調査情報（臨時）」について、観測されていた現象が東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○住民の皆さんは、ご安心ください。

例文 2—2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する
調査情報（臨時）」「解除時」における広報用の例文

〔観測された「地震」について、東海地震との関連性がないことがわかった場合のもの〕

○こちらは、防災いちかわみさとです。

○先程、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）の解除（安心情報）」が発表されました。

○この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「調査情報（臨時）」について、観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

○（※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。）

○住民の皆さんは、ご安心ください。

例文 3

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関連する調査情報
(臨時) 一安心情報」発表時における広報用の例文
※安心情報一単発で出される発表、解除ではない。

[発生した地震が、直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合のもの]

- こちらは、防災いちかわみさとです。
- 先程、気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)の安心情報」が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発生した〇〇の「地震」が、東海地震に「直接つながるものではない」ことがわかった、というものです。
- (※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。)
- 住民の皆さんは、ご安心ください。

例文 4

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

- こちらは、防災いちかわみさとです。
- 先程、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、町や国、県、防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 住民の皆さんも、今後のテレビ・ラジオの情報や町の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
- 従って、住民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文 5

「警戒宣言」発令時における広報用の例文

- こちらは、防災いちかわみさとです。
- 先程、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、町をはじめ県内の地震防災対策強化地域内では「震度 6 弱」以上、その隣接地域では「震度 5 強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので嚴重な注意をしてください。
- 既に、町・県・防災関係機関においては、住民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、住民の皆さんの冷静沈着な行動が大切です。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持出品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、町の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

第5節 避難活動

第1 避難指示の基準等

警戒宣言発令時における避難指示の基準は、次のとおりである。

なお、東海地震注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時には迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 避難場所の定義等

避難場所には避難地と避難所があり、その区分、定義等については、本編第3章第14節第2「避難場所の定義等」を準用する。

第3 町が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に町長が危険と認める地区とし、本町では資料編「東海地震事前避難対象地区等一覧」に定める地区とする。

なお、事前避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとするが、資料編に掲げる一部の地区の住民については、避難地までの距離が遠いため、車両による避難を認めるものとする。

資料編 ○東海地震事前避難対象地区等一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

町は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難地
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難路
- ⑤ 避難の指示と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

町長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難指示を行うとともに、建設中の建造物等の付近等、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災会への指示

町長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難地の確認、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 収容者の安全管理に関する協力
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑥ 耐震強度が不十分な建物からの避難を勧める。

5 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。

6 帰宅困難者及び滞留旅客対策

帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞り場所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。

7 避難地における避難生活の確保

- (1) 町が設置した避難地には、情報連絡のため町職員、消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 町は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、J R東海(株)身延線町内各駅と協議する。
- (5) 町は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 町は、要配慮者専用スペースの確保、福祉避難所の開設等要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では自主防災会の単位で行動する。

資料編 ○指定避難所一覧
○福祉避難所一覧

第6節 住民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
さらに、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 物資等の確認

町は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、町の備蓄物資の確認を行い、不足する分については、町内の食料販売業者、J A山梨みらい、商工会等と連絡を取り、調達可能物資を確認し、必要量を確保する。

3 受入体制の整備

搬送される物資の集積所を開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。集積所を開設する施設は、一般災害編第3章第21節第3「救援物資集積所の確保」に添付の表と同一とする。

なお、当該施設に町職員を配置し、物資の管理体制を整える。

4 配分準備

搬送された物資の各避難場所への配分準備を行う。

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資料編 ○ 備蓄の状況

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における町の対策は、次のとおりである。

1 給水活動の準備

町で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、町内関係機関等から調達する。

2 広報の実施

生活環境班は、住民に対して飲料水の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう、防災行政無線、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

指定給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

資料編 ○ 応急給水用施設・資機材等保有状況

第3 医療活動

警戒宣言発令時における町の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資機材等の確保

町は、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

2 救護所の開設準備

指定避難所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について峡南保健所に通知する。

3 搬送準備

傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

4 医療体制についての広報

峡南医療センター及び町内医療機関の受入体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における町の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

町が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数、設置場所を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿処理業者との連絡等、し尿の汲み取り準備を行う。

3 災害廃棄物の処理準備

倒壊家屋等による大量の災害廃棄物の発生を想定し、一時仮置場の選定、回収の準備を行う。なお、災害廃棄物仮置場の候補地は、一般災害編第3章第24節第2 3(2)「仮置場」に添付の「災害廃棄物仮置場」の表と同一とする。

第5 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時には、学校、保育所（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、町教育委員会、町保育課等と連携し、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたときには、学校等は次の措置を講じる。

遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全確保について対策を講じる。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、町警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校等あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校等に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指導者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

第6 自主防災活動

町等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の

受診を控えるよう呼びかける。

- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、町や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

- ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するよう努める。
- ウ 実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ タンス、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策
- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控えること。

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して町長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外の指定避難地へ避難させる。避難状況を確認後、町長に報告する。
- イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、町と連携を図り、自主防災会において避難所まで搬送する。
- ウ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、あらかじめ定める指定避難地への避難を勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

第1 鉄道（ＪＲ東海（株）身延線町内各駅）

1 東海地震注意情報が発表されたとき

- (1) 町は、防災行政無線、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

ア 不要不急の旅行や出張等の自粛

イ 警戒宣言発令後は運転規制が行われるので、早期帰宅の呼びかけ

- (2) 本町の市川大門駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅のひとつであるため、多くの滞留旅客の発生が予想されるので、警戒宣言発令時に滞留旅客の状況を的確に把握できるよう、ＪＲ東海（株）身延線市川大門駅との情報連絡体制を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき

- (1) 本町で発生した滞留旅客については、ＪＲ東海（株）身延線市川大門駅と連絡を取り、人数及び状況等の把握に努め、基本的にＪＲ東海（株）身延線市川大門駅が食料、飲み物等対応するが、人数や災害規模によりＪＲ東海（株）身延線市川大門駅から要請があった場合は、食料、物資、避難場所等の提供を行う。

- (2) 町は、町の施設、避難場所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第2 病院（峡南医療センター、町内医療機関）

1 峡南医療センターは、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次の措置を講ずる。

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限し、その旨の住民への周知に努める。

- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

- (3) 入院患者の他の医療施設や病院に転院若しくは帰宅の措置をとるものとし、帰宅できない重症患者については、隣接する「峡南医療センターケアセンターいちかわ」の建物へ移送する。

2 町は、町内医療機関に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請し、各医療機関の診療状況等医療情報の収集及び住民に対する広報に努める。

(1) 東海地震注意情報が発表されたとき

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引越しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備

的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

エ 建物の耐震性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

資料編 ○医療機関一覧

第3 スーパー等

町は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

(2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

(3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第4 町社会福祉協議会

1 速やかに災害ボランティアセンターを設置し、支援体制を確立する。

2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。

3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。

4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、町は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について防災行政無線、広報車、町ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 町内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 町内への一般車両の流入は、極力制限する。

ウ 町外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施に当たっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しない。

いこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施することから、町は警察の協力に努める。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転車等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、町は、これらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼び掛けを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努めるものとする。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針

- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則として、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 町の措置

町は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、広報紙、町ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

1 平常時の措置

町は、消防本部等の協力を得て、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
- (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 帰宅グッズ（スニーカー、簡易地図等）の準備

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

町は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

- ア 施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
- イ 早期退社の勧め
- ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
- エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

- ア 避難地・避難所の指定場所
- イ N T T東日本が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤルの利用方法

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編第2章の定めによるものとする。

第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務または業務の大綱

本編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3節 南海トラフ地震臨時情報等について

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※4}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※5} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0^{※2}以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30km～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

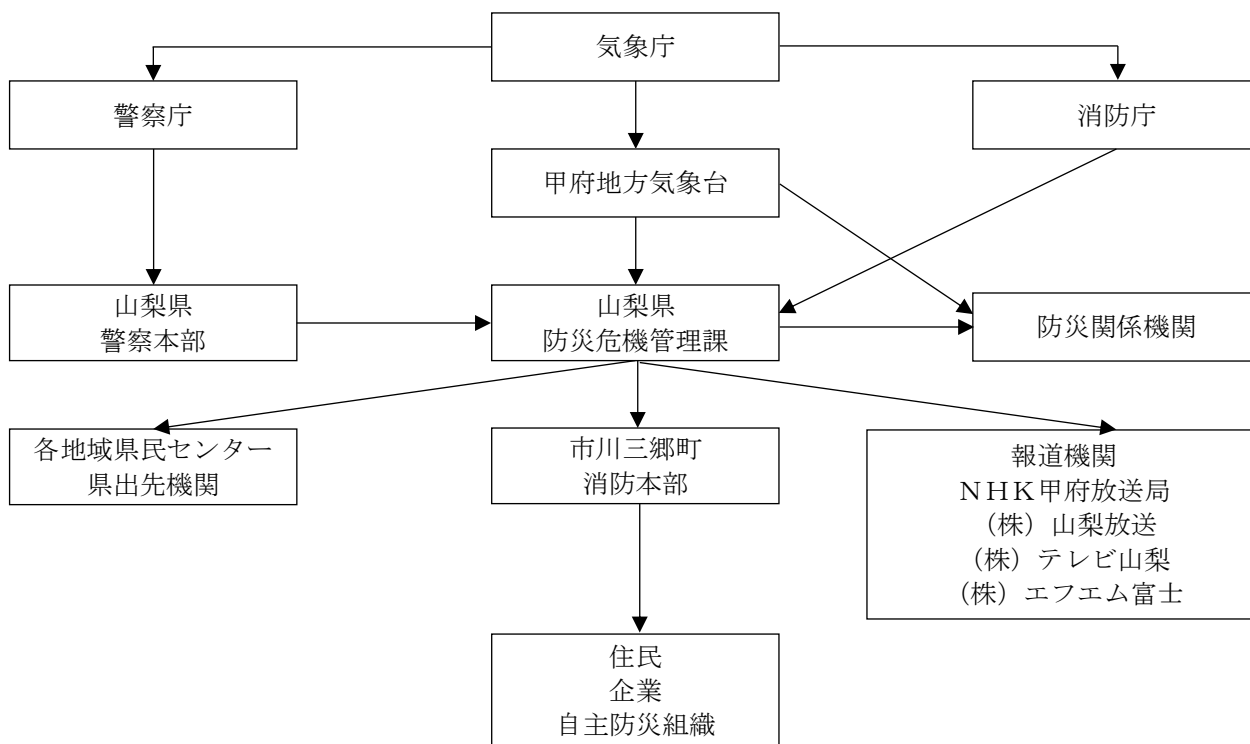
※5：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



2 南海トラフ地震臨時情報の情報ごとの町の対応

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報 （調査中） ※県内震度が4未満	○災害情報の収集等・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 ・避難施設への連絡 等 ○災害警戒本部（第1配備）態勢
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	○住民への呼びかけ・発表された情報の共有、各種媒体を用いた住民への呼びかけ ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 ・一部地域の居住者、避難行動に支援を要する者への自主避難の呼びかけ ○一部避難所の開設 ○災害警戒本部（第2配備）態勢
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	○住民への呼びかけ・発表された情報の共有、各種媒体を用いた住民への呼びかけ ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 ・避難情報の発令 等 ○避難所の開設 ○災害対策本部態勢

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法

については以下のとおり。

1 町の広報活動

本編第3章第8節「広報計画」の定めによるものとする。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県・町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

町は、南海トラフ沿いの想定震源域うちのプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難所の運営

本編第3章による。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

6 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

7 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

8 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、診療所、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 診療所においては、患者等の保護等の方法について、施設の耐震性を十分に考慮した措置入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - ・児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備をする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

9 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第6章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針

一般災害編第4章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。